

## 社会への扉

# 教師用解説書

(学校以外の外部講師の方にも参考になる内容を掲載しています。)

## 目次

はじめに、生徒用教材の特徴と効果的な活用方法	1
生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等	2
座談会「育てよう! 自立した消費者 ～今、高等学校に求められる消費者教育～」	3
生徒用教材の解説	7
生徒用教材に関連したより詳しい情報	18
ワーク、発展、プラスα問題の考え方	21
授業展開例 公民科	23
家庭科	27
消費者教育の資料作成等で役立つウェブサイト	31

# はじめに

「社会への扉」は、消費者教育推進法\*の目的、基本理念を踏まえた、主として高校生を対象とした消費者教育の教材ですが、適切な指導があれば、若年者を中心に幅広い世代でも活用できます。高校生が近い将来成人として消費生活を送る上で、最低限必要な「契約」、「お金」、「暮らしの安全」に関する知識を習得し、消費者トラブルにあったときは消費生活センターに相談できる消費者市民になるために、効果的にご活用いただくことを目的として作成しました。消費者教育の一助としていただければ幸いです。

※消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法・2012年8月22日公布、同年12月13日施行）の概要

目 的：消費者教育を総合的かつ一体的に推進、国民の消費生活の安定・向上に寄与（第1条）

基本理念：消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成（第3条第1項）

主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援（第3条第2項）

詳しくは、[消費者庁](#) [消費者教育推進法](#) [検索](#)

## 生徒用教材の特徴と効果的な活用方法

- 表1の「生徒用教材の構成」、表2（2ページ）の「生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等」を参考に、各テーマに関する箇所を授業等でご活用ください。生徒用教材の全てを限られた授業時間内で使用する必要はありません。
- クイズの解答は身に付けてほしい基本的な考え方・知識です。この部分のみを重点的に学習することもできます。
- 生徒用教材は単独でも使用できますが、教科書、資料、ワークシート等と併用することで多様な授業展開が可能になります。
- 「ワーク」はグループ学習や調べ学習のヒントとして活用できます。
- 「発展」、「プラスα問題」は、余裕がある場合に活用するとよいでしょう。
- イラストを見て課題を発見したり、吹き出しを参考にしたりして、ロール・プレイングができます。
- 消費生活センターの役割と具体的な解決の流れについて、10ページで解説しています。
- 生徒用教材は、公民科及び家庭科のみならず、情報科、又は総合的な学習の時間でも活用できます。教師用解説書を参考に扱う内容を工夫することで、若年者を中心に幅広い世代、多様な場で活用できます。

表1 生徒用教材の構成

解説書該当ページ

表紙「社会への扉」	表紙「社会への扉」を開いた先に、高校生が大人になる前に必要な消費生活に関する知識が詰まっていることをイメージさせる。生徒用教材を学べば、契約において、また消費行動がもたらす社会への影響に関して、大人として責任ある行動ができる消費者になれることを伝える。	—
消費者が主役の社会へ P.1-2	消費生活に関する12のクイズを掲載。高校生が普段暮らす街の風景を配置し、契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在していることをイメージさせる。	P.7-8
契約について理解しよう！ P.3-6	契約は生涯にわたって様々なシーンで行っていくものであることを伝える。未成年と成年の契約の違いや、若者の多くが利用するネットショッピングのトラブルを防ぐための知識等を掲載。	P.9-12、18-22
お金について理解しよう！ P.7-9	「給料=好きなように使えるお金」ではないことや、クレジットカード、多重債務について掲載。将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意も掲載。	P.13-15、20-22
暮らしの安全について理解しよう！ P.9	暮らしに潜む危険の例を紹介。安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促す。	P.15、22
消費生活センターについて知ろう！ P.10	消費生活センターの案内に加え、相談した後の解決までの流れはどうなっているのかを、「高校生が実際に消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介。	P.16、19、20、22
あなたの行動が社会を変える！ P.11	トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の形成に参画することにつながることを伝える。	P.17、22

表2 生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等

教科 科目	大項目	中項目等	事項	契	お	暮	消	消		
				約	金	しの安全	費生活センター	費者市民社会		
公民科	(1)私たちの生きる社会	情報		●	●		●			
		環境					●			
	(2)現代社会と人間としての在り方 生き方	イ 現代の民主政治と政治参加の意義	基本的人権の保障		●					
			ウ 個人の尊重と法の支配	個人の尊重	●					
			法の支配	●	●	●	●			
		エ 現代の経済社会と経済活動の在り方	現代の経済社会の変容	●						
			市場経済の機能と限界	●						
			政府の役割と財政・租税		●					
			金融		●					
			個人や企業の経済活動における役割と責任	●	●	●		●		
			公害の防止と環境保全						●	
			消費者に関する問題	●	●	●	●	●	●	
	オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割	南北問題など国際社会における貧困や格差					●	●		
	(1)現代の政治	ア 民主政治の基本原則と日本国憲法	民主政治の基本原則*	●				●		
			日本国憲法と基本的人権の保障*	●						
			民主政治の課題*						●	
		(2)現代の経済	ア 現代経済の仕組みと特質	国民経済における家計、企業、政府の役割	●	●				
				市場経済の機能と限界	●	●	●	●	●	
				財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割		●				
				金融の仕組みと働き		●				
			経済活動の在り方と福祉の向上	●	●	●	●	●	●	
イ 国民経済と国際経済			国際協調の必要性や国際経済機関の役割		●				●	
		グローバル化が進む国際経済の特質						●		
(3)現代社会の諸課題	ア 現代日本の政治や経済の諸課題	農業と食料問題			●		●			
	イ 国際社会の政治や経済の諸課題	地球環境と資源・エネルギー問題					●			
		国際経済格差の是正と国際協力						●		
家庭基礎	(2)生活の自立及び消費と環境	エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画	(ア)消費者問題と消費者の権利	●	●		●	●		
			(イ)生涯の経済計画とリスク管理	●	●	●	●			
		オ ライフスタイルと環境	(ア)消費生活と環境とのかかわり						●	
			(イ)環境負荷の少ない生活への取組			●			●	
	(3)生活における経済の計画と消費	ア 生活における経済の計画	(ア)家計と経済		●					
			(イ)資産管理とリスク		●		●			
			(ウ)キャッシュレス社会とその課題	●	●		●			
		イ 消費行動と意思決定	(ア)消費者の意思決定とその重要性	●						
			(イ)生活情報の収集・選択と活用	●	●	●	●	●	●	
			(ア)社会の変化と消費生活	●					●	
ウ 消費者の権利と責任	(イ)消費者問題の現状と課題	●	●	●	●	●	●			
	(ウ)消費者の権利と自立支援	●				●	●			
情報科	(3)情報社会の課題と情報モラル	ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題		●			●			

※印は、一般的な事項の名称。

## 前野 春枝

千葉県消費者センター消費生活相談員。長年の現場で得た経験・知識を基に、幅広い世代を対象にした啓発講座の講師も務める。

## 関谷 雅樹

愛知県立碧南高等学校公民科教諭。平成25年に愛知県の消費者教育に関するワーキンググループへの参加を契機に消費者教育に携わる。

## 仲田 郁子

千葉県流山おおたかの森高等学校家庭科教諭。生活設計の視点から、重要な資源である「お金」についての教育に取り組んでいる。

## 洞澤 美佳

弁護士。消費者問題を専門とし、東京都の若者向け消費者教育教材「リーガル☆レッスン」等を監修。市民向け啓発講座の講師も務める。

## 司会：柿野成美

公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員

## 座談会

# 育てよう！自立した消費者

## ～今、高等学校に求められる消費者教育～

### 成年年齢引下げによる若年者の消費者トラブルへの影響は？

**柿野** 民法を改正して成年年齢を20歳から18歳に引き下げる議論が進んでいます。成年年齢の引下げによって、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されていますが、この点について、最初にそれぞれの立場からご発言をお願いします。

**洞澤** まず、契約トラブルという視点で見た場合、未成年と成年とでは、大きな違いがあります。それは未成年者取消権を通じて解決ができるかできないかという点です。契約を取り消したり解約したりするためのルールは、未成年者取消権に限らずいろいろな規定があるので、成年になっても、トラブルに巻き込まれてしまった場合には、そちらを使えばいいという考えもあり得ると思います。ただ、そもそも論に立ち返って考えると、契約には法的な拘束力がある

わけなので、一方的にその契約をやめることはできません。そういったルールの中で契約を取り消したり解約したりするためには、例えば契約の相手方に落ち度があるとか、あるいはその契約

を維持することについて不合理な状況があるとか、あるいは自由に解約できるが、その代わり取引の相手方に生ずる損害をきちんと補償してあげなさいよというような措置が取られているとか、それなりの理由が必要になってきます。だから、取引の相手方に落ち度がないとか、合理的な理由がないというような状況であったとしても、唯一未成年者であるというその一点を捉えて、取引社会の中での保護の対象になるという意味は大変大きいと思います。

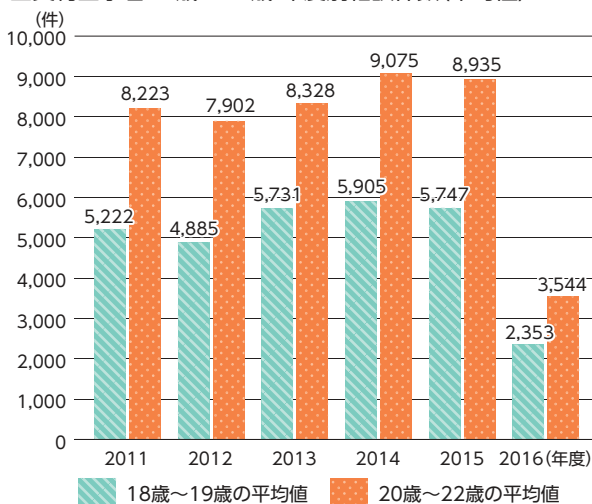
20歳の若者は、昨日までは未成年者として保護の対象だった人が20歳になったことをきっかけに成年として扱われるようになっただけですから、40代、50代の成年とはまったく同じように扱うことはおそらくできない。20歳の若者が未成年者取消権という武器を取られて丸腰になった直後のその隙をつかれてターゲットとして狙われる状況が、成年年齢の引下げによって、18歳、19歳に現れてくると考えています。

**前野** 消費生活相談でも、成年になって間もない人をターゲットにする事業者が多くいると感じます。ですから、成年年齢が引き下げられると、その対象は更に広がってしまう。国民生活セン



ターの2015年度の統計では、20～22歳の相談件数の平均値は、18～19歳の平均値の約1.5倍の件数になっています。成年年齢の引下げに対して、消費者教育の必要性をととも感じています。

■契約当事者18歳～22歳 年度別相談件数(平均値)

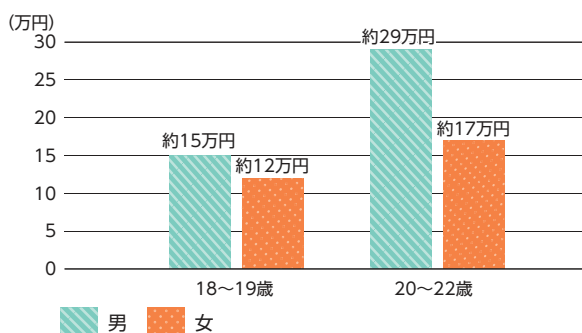


(国民生活センター2016年10月27日報道発表資料)

(PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)への2016年9月30日までの登録分)

**関谷** 一番恐れているのはカード破産。高校3年生で18歳になってカードを作れるとなったとき、大人でさえ破産する人がいるのに、どうしようという思いがあります。経済力を持つといくらでも契約できることになるので、問題のある事業者にしてみればクレジットカードで買わせてしまうこともできる。投資もごく少数だと思いますが、やり出すかもしれない。「投資」という言葉はカッコよく響くかもしれないけれど、絶対成功するとは限らないので危惧しています。

■契約当事者18～19歳、20～22歳の契約における既払金平均金額



国民生活センター2016年10月27日報道発表資料から作成

(PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)への2016年9月30日までの登録分)

**仲田** 生徒はスマートフォンからいろいろな情報を得ています。「先生、そんなことも知らないの?」と言う高校生たちが、実はその割に無防備で、すごく安いとかお得とかに弱いですね。



ゲーム感覚も加わって、1円でも安い物を買いたいという欲求をととも強く持っています。それから、年長者が言うと反発するのに、比較的若い人が柔らかく親しげに話をすると、すぐ鵜呑みにしてしまうような危うさを感じます。未成年者の契約取消しについては、契約はととも大事だという視点で授業をしてきました。成年年齢が引き下げられると、これまでは、「卒業したらこういう世界が待っているんだよ。」と話してきたことが、現役の生徒の相談にのらなくてはいけなくなるかもしれない。一方で、高校に在るうちに学校として何か手立てを考えていけるのかなとも考えています。

## 高校生の契約学習の進め方とは？

**柿野** 消費者教育支援センターが、高校生約3,000人を対象にしてアンケート調査<sup>\*</sup>を実施し、「契約は口約束でも成立するか(正解は○)」という質問をしたところ、正答率は約3割という結果でした。契約の基本的な考え方が十分に定着していないように思いますが、高校生が契約について理解を深めるには、どのような学習の進め方が効果的だとお考えですか。

**仲田** 家庭科という教科の特徴として生活設計という視点が大事です。自分がどう生きていきたいか、生きていくにはどんなリスクが想像できて、そのリスクに備えるためには

<sup>\*</sup>全国の高校生3,153人(83校)を対象に、消費生活と生活設計に関する実態を明らかにするとともに、学習指導要領を踏まえた学習指導、教材開発等の一助となることを目的として、(公財)生命保険文化センターと共同でアンケート調査を実施(2017年2月公表)。

どんなことを準備していくのかということ学習しながら考えていく。となると、やはり生活設計において大事な資源であるお金を取り上げていく必要があると思います。自分が買い物したことが社会にどんな影響を与えているのか、物の値段には理由があって、高いか安いかだけではなく、どんな人がどんな所でどんなふうにとってこの値段になるのか。社会のことを日々の買い物から見られるような力を付けていくことが、家庭科の切り口としては効果的だと思っています。

**関谷** 「自分たちは分かっているから大丈夫だよ。」という高校生が多いだろうけれど、契約の重みをきちんと理解させる必要があると思います。その次の段階として、シティズンシップの視点があると思います。その上で、消費者としてどんな行動をとるべきか、「選択」もそうですし、責任のある消費という考えも必要かと思っています。そういった方向性で、実際の消費活動を題材としながら、授業の中に組み入れていくことが必要だと感じています。



**柿野** 次期学習指導要領では、新科目として「公共」が設置される方向ですが、これによって公民科の授業にどのような変化があると思いますか？

**関谷** 例えば消費生活センターに行ってトラブルについて聞いてみるとか、実際に行動してみるという形の授業展開になるとと思います。

**柿野** アクティブラーニングのような学習スタイルが増えていくということですか？

**関谷** そうですね。それから、フェアトレードのように、自分たちが消費する物の現状を認識して、何を選択するかという意識をきちんと持てるかだと思います。意識を持たせるための資料展開も必要になってくると思います。

**柿野** 消費生活センターとの関わりも期待されていますが、消費生活相談員の立場として、契約学習についてどのようにお考えですか。

**前野** 消費生活相談員は現場で消費者から相談を受け、消費者の生の声を聞いています。今起きている事例への対応策を伝えるだけではなく、これから先被害にあわないために正しい判断ができるような知識や考え方をいかに届けるかということも消費生活センターの役目です。契約が日常生活と結び付いたものであることを伝えていきたいと思っています。消費生活相談員ができることも多くあります。学校と消費生活センターの連携が必要だと思います。

**洞澤** クーリング・オフ制度などの契約の基礎知識を教えることは必要ですが、大事なのは、制度の背景を知ることです。なぜ契約は法的な拘束力という強い力で縛られなくてはいけないのかという本質論を知ると、契約が一たび成立したら一方的にやめられないこと、逆に、どういう場合であれば、やめても納得してもらえるのかということが分かる。私たちはみんな消費者ですが、そこを自覚すると自分たちが利用しているものは、安全性も品質も赤の他人に任せしていて、ほぼ赤の他人から買っているという図式の下で生活していることが分かる。こういう図式の下では、契約は守られる、誠実に履行されるという信頼がないと、取引社会は成り立ちません。こういう視点を踏まえた教育も大切だと思っています。

---

## 「消費者市民社会」の実現に向けた消費者教育とは？

---

**柿野** 最後に、消費者市民社会の実現に向けた消費者教育を今後どのように進めていったらいいのか、という点についてそれぞれの考えをお聞かせください。

**前野** 色々な角度から考えることができますが、消費生活相談員としては、疑問に思ったことなど躊躇せず消費

生活センターに声を発していくことが一番大事だと思います。出前講座等で、高校生に「訪問購入のトラブルで皆さんが声を出したことによって法律が改正された。」\*と話す、関心を持ってくれる。消費者ホットライン188番を、自分のために活用するだけでなく、周りの人にも伝えてと案内して、スマートフォンの電話帳登録してもらいながら消費生活センターの役目を伝えています。これは消費者市民社会への一歩であると思います。

**洞澤** いわゆる悪質な事業者を行政が是正させるとき、消費生活センターに寄せられた相談件数やその内容に関する情報が参考にされています。トラブルにあったとき、自分一人の問題と考えて、私も悪かったということで終わってしまうと、相談するところまで行き着かないけれど、そういう情報が次の被害者を生まないことに役立つし、そこでの解決策が次に残念ながら被害にあってしまった人に対する一つの解決の糸口になることがある。やはり一人ひとりが声をあげることが大事ではないかと思います。

自分だけではない、他の人への思いやりであるとか、お互いさまの精神、あるいは想像力を働かせて相手のことを考えると、私たちの昔から大切にしてきたものの延長線上に実は消費者市民社会という発想があるのではないのでしょうか。私たち消費者は、契約をするということを通じて、単に権利義務の主体になるだけでなく、消費者の立場から事業者を監視して意見を言う、きちんとした説明をしてくれる事業者を選ぶ等適切な商品選択を心掛ける、といった行動をすることで消費者市民社会を波及させることができると思います。消費者市民社会という言葉の背景にある真理を自覚して、自分なりに行動を積み重ねていくことで、この言葉が定着していくように感じます。

**仲田** 高校生は堅実な価値観を持っている反面、欲しい

物があつたとき、それを我慢するという経験があまりない。だから、理念と行動がうまくかみ合っていないと思います。社会経験も少ないので楽しんでもうかる話はないと分かっている、言葉巧みに言われると気が付かないことがある。お金を何に使うかということは、非常に色々な影響を社会に与えることができるということを伝えたいですね。衣食住のことも勉強していますから、エシカル消費のことも結び付けやすいのが家庭科らしいところだと思います。それから、保護者との会話が生徒の行動に影響を与えることもあると思うので、家庭を巻き込むことも意識していきたいです。

**関谷** 例えば、膨大な食品廃棄などの事実をまず認識しないと、正確な消費者行動ができないと思います。消費者問題は、経済分野全体に関わる広い問題、逆に言うと消費者問題は、経済や社会について総合して考える内容なので、アクティブラーニングに適した題材です。倫理でも、「正義」や「公正」に関連付けて消費者問題を扱うことができると思います。例えば、消費者と生産者、それぞれの立場で考えるとジレンマが生じます。身近な消費行動に目を向けると、何か問題あつたら消費生活センターやお客様相談室に相談することも社会を変えていくことにつながることの発見に至るわけです。

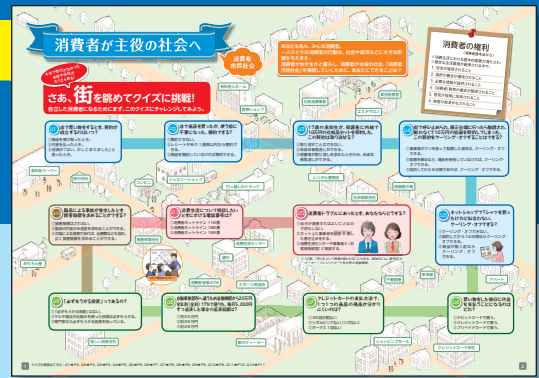
一方で課題もあります。消費者主権の実現と、トラブル防止、この2つのバランスをいかに取っていくか。主権者教育という観点で考えたら法的な問題も重視しなければならないので、そのバランスをいかに取るか。また、経済分野だけではなく公民科全体の中でも散りばめていく必要があると思います。例えば中小企業問題、農業問題、食料問題、それから環境問題でも、消費者教育という視点を取り入れると理解が深まっていく。消費者教育という視点を常に頭の中に入れて、色々な単元で授業展開していくことが必要になると思います。できれば通年で取り組むのもよいと思います。

(座談会開催日:平成28年12月)

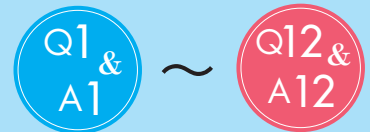
\*高齢者等を突然訪問して強引に貴金属等を買取取る取引。消費者が売り手になるので訪問販売の適用がなく法規制がなかった。「押し売り」の反対で「押し買い」ともいわれる。2010年から被害が急増し、2012年に特定商取引法が改正され「訪問購入」として規制対象となった。

# 消費者が主役の社会へ

- ・街のイラストには多種多様な店（事業者）等が描かれています。これまで自分に関係ないので気付かなかった店もあることでしょう。
- ・高校生は消費者の立場ですが、事業者として働く人であっても、みな消費者です。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役として主体的に行動していくためにできることを考えてみましょう。
- ・毎日の小さな行動の蓄積が、社会経済情勢及び地球環境に影響を持つようになります。このようなことを考え実践していく身近な場が、街の中にあるのです。
- ・こうした影響を自覚して消費生活を営むことは、公正かつ持続可能な社会の形成にも役立ちます。



## さあ、街を眺めてクイズに挑戦！



- ・クイズは導入として使うことを想定しているため基本的な質問です。「あっ、そうなんだ」という気付きから、消費生活における決まりやポイントを考えるきっかけになるよう内容を構成しています。
- ・まず、クイズを考え、次に3ページ以降の解説のページを中心に教科書等も併用して学習を深めます。
- ・学習方法は生徒の状況等に応じて、グループワークなどを用い、主体的で深い学びになるよう配慮してください。
- ・なお、クイズを使わずに、直接3ページ以降に入ることも可能です。また、クイズをやって分からなかった項目を重点的に取り上げる、調べ学習のテーマとする、クイズを学習の確認として使うなどの方法もあります。

### 消費者教育 基本 Word

#### 消費者市民社会

- 日本で「消費者市民社会」が公的な文章に記述されたのは、「平成20年版 国民生活白書」のタイトル「消費者市民社会への展望—ゆとりと成熟した社会構築に向けて」が最初といわれています。
- 消費者教育推進法(第2条第2項)に、「消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています。

#### 消費者基本法(2004年改正)

- 消費者基本法の前身である消費者保護基本法は、消費者は「保護される者」、つまり受動的な立場で捉えられていました。
- しかし、規制改革の推進による市場メカニズムの進展により、消費者は「自立した主体」として自らの利益を確保するよう能動的に行動する立場と捉えられるようになったことに伴い、消費者の権利を位置付けるとともに、消費者の自立を支援することが必要となりました。
- そこで、消費者保護基本法が改正され、消費者基本法として2004年に公布・施行されました。

#### 消費者の権利

##### 消費者基本法(第2条第1項)による消費者の権利

消費生活における基本的需要が満たされ、健全な生活環境が確保される中で、①安全の確保、②選択の機会の確保、③必要な情報の提供、④教育の機会の提供、⑤消費者の意見の反映、⑥消費者被害の救済

- どの「消費者の権利」に関係があるかを念頭に置いて学習を進めることで、抽象的な概念である消費者の権利の実現を、日常生活の中の具体的な出来事として発見することができます。
- なお、消費者の権利について以下の記述をしている教科書もあります。

##### ケネディ大統領の消費者の4つの権利

- ①安全への権利、②情報を与えられる権利、③選択をする権利、④意見を聴かれる権利

##### 国際消費者機構(CI※)の8つの権利と5つの責任

**8つの権利** ①生活のニーズが保証される権利、②安全への権利、③情報を与えられる権利、④選択をする権利、⑤意見を聴かれる権利、⑥補償を受ける権利、⑦消費者教育を受ける権利、⑧健全な環境の中で働き生活する権利 **5つの責任** ①批判的意識を持つ責任、②主張し行動する責任、③社会的弱者への配慮責任、④環境への配慮責任、⑤連帯する責任

※CI: Consumers International



# Q&Aの解説(一覧)

詳しくは9ページ以降で解説しています。

<b>Q1</b> <b>答③</b> P.3	契約は、二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法的な約束です。実生活では、③②①の順番がほぼ一瞬のうちに、また③なしで無言のうちに買い物を終えることもあります。これは、暗黙の中でお互いに合意していると考えられるからです。③を言うことを省き、「ありがとうございます。」と言う店員もいます。 <b>発問ヒント</b> ①、②と回答した生徒にその理由を発問。契約が意思表示のみで成立するものであること、自ら判断し、それを他人に表示することがいかに重要な行為であるか、を理解させるきっかけにつなげる。
<b>Q2</b> <b>答①</b> P.4	法的な約束なので、一旦結ばれた契約はお互い守る義務が生じます。 <b>発問ヒント</b> ②、③と回答した生徒に理由を発問。②、③の経験がある生徒がいれば、その状況を発表する。②、③の場合、店にとって困ることは何かを考えさせる。また、応じてくれたのは店と意思の合致(合意)ができた結果であることに気付かせる。
<b>Q3</b> <b>答②</b> P.4	未成年者取消権のクイズです。法律は、契約の拘束力を定めていますが、未成年者には特別な配慮があることを学習できます。
<b>Q4</b> <b>答③</b> P.5	キャッチセールスは特定商取引法の適用があり、契約した日から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフは、定められた期間であれば、①や②のようなその他の条件は必要ないという、消費者にとって大変強い味方であることを知るきっかけになるクイズです。
<b>Q5</b> <b>答①</b> P.6	ネットショッピングにはクーリング・オフの適用はありません。しかし、商品を見ず、店員とも会わずに購入するのでトラブルになりがちです。実際には、返品や交換のルールを定めている事業者が多くみられることから、消費者は、ネットショッピングでもクーリング・オフができると勘違いしがちです。
<b>Q6</b> <b>答②</b> P.7	クレジット契約は、カード会社が消費者に代わって代金を立て替え、後日、消費者がカード会社に立替金を返済することになります。商品を購入した後に支払をするということを理解することが大切です。なお、デビットカードやプリペイドカードとの違いに着目することで、クレジットカードの特徴の理解が深まります。 ①デビットカードは即時払い。 ③プリペイドカードは前払い(P.22参照)。 ※以下、本教師用解説書において「カード」、「カード会社」と表記している場合は、「クレジットカード」、「クレジットカード会社」を指します。
<b>Q7</b> <b>答②</b> P.8	①は返済期間が長いので金銭管理が難しくなりがちです。②は買い物した代金を全部一つにまとめて、そこから一定額(一定率)の支払いをするので支払状況を正しく理解することは容易ではありません。③はボーナス月の支払をすっかり忘れてしまい、残高不足で引落しができないことがあるかもしれません。 <b>発問ヒント</b> 「後からリボ」、「ポイント〇倍」等のリボ払いの宣伝を聞いたことがあるかや、高校生では本人名義のクレジットカードを持ってはいないが、どの程度の知識があるかを確認する。
<b>Q8</b> <b>答③</b> P.8	少額ずつ無理せずに返済することは重要ですが、少額ずつ返済した場合、なかなか元金が減らず、その残元金に対する利息が毎月発生するため、いつまでたっても完済せず、返済総額がかさんでいきます。借金の返済の仕組みを念頭に置き、利息が加算されていく感覚をつかむためのクイズです。
<b>Q9</b> <b>答①</b> P.9	投資はハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンが基本です。②は投資を指南するDVDを高額で購入させ、友人にも紹介することでマージンを得るという、若年者に多いマルチ商法の事例です。③は専門家でも断言できません。 <b>発問ヒント</b> 「投資」の言葉のイメージについて発問。
<b>Q10</b> <b>答③</b> P.9	製品に欠陥があって危害が生じた場合、民法、製造物責任法(PL法)に基づき損害賠償が行われます。製造物責任法の考え方について学ぶきっかけとなるクイズです。
<b>Q11</b> <b>答②</b> P.10	局番なし188番に電話をすると、最寄りの消費生活センターにつながります。「泣き寝入りは188(いやや)」で覚えられます。①の118番は海上における事件・事故の緊急通報用電話番号、海の「もしも」。③は消費者ホットラインと同時期に開設された児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)。
<b>Q12</b> <b>答③</b> P.11	消費者市民社会は、消費者が主役の社会です。消費者が主体的に行動することが求められます。②の感情的な誹謗中傷、暴力的な内容をインターネット上に書き込むことは、言葉の暴力であるばかりでなく、事業者との話し合いによる適正な解決を阻むことにもなります。



## ライフステージと契約

- ・1～2ページの街のイラストは「現在」の視点から描かれていますが、「ライフステージと契約」は時間軸から眺めたものです。消費生活は意思決定と契約の連続であることが分かります。家庭科における「消費生活と生涯を見通した経済の計画」での活用はもとより、消費生活は生涯にわたって続くことから、多様な学習機会の導入部分で活用することができます。
- ・以下に、生活の場面で行われる主な契約の基本的な特徴と注意事項について説明します。年齢とともに複雑な契約、高額な契約をする場面に遭遇することが想像できると思います。

### 食品を買う

契約は、申込みと承諾のみで成立するものが大半です(これを諾成契約といいます。)。小学生の時期から経験している行動ですが、例えばイラストのプリン購入に関しては、その場で代金の支払と商品の引渡しと同時に行われ(同時履行)、消費者と店員双方が受領した商品と代金を確認できるので、トラブルはあまり起こりません。パッケージの表示には商品を選択する際の重要な情報が記載されています。

### バスに乗る

旅客運送契約です。バスに乗るたびに契約内容を運転手に確認していたら定時運行ができなくなります。そこで、不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するため、事業者はあらかじめ契約条項(約款。バス、電車、航空機等は運送約款。)を定めています。「受験のため乗る予定の航空機が雪で欠航した」といったトラブルが発生し、払戻し等に直面して、初めて約款の規定に気付くことがあります。

### オンラインゲームをする

インターネットを使って多数が参加して行うゲームです。無料で参加できるので、つい気軽に始めてしまうものの「有料アイテムが欲しくなり親のクレジットカード番号を入力して次々に購入してしまった」といったトラブルが小・中・高校生にも発生しています(P.18参照)。

### スマホを買う

生徒にとって身近な契約です。厳密には、スマートフォン本体(機器)を購入するだけでは使えず、合わせて通信契約をすることも必要です。機器は店が承諾した時、通信契約は電話会社が承諾した時に初めて使えるようになります(P.18参照)。

### 洋服を買う

店で購入する場合は、「食品を買う」と同様に消費者と店員がその場で売買しますが、通信販売(ネットショッピングなど)の場合、契約当事者双方が顔を合わせず、商品を実際に見ないで売買することから、トラブルが発生しやすくなります(P.12参照)。また、実際には、取引の相手が海外の事業者であることもあり、解決が難しくなることもあります。

### 成人式の着物を借りる

成人式・卒業式などで着物やドレスのレンタル契約をすることがあります。成人式などは1年以上先のレンタルについて契約をする場合もあるので、解約の決まり、また着用すれば汚れが生じるので、返却時の決まりを確認することが特に必要です。

### バスツアーに参加する

卒業旅行などで契約する生徒もいるでしょう。募集型企画旅行(パッケージツアー)は、旅行者が申込書を書いて申込金を支払ったときに契約が成立します。電話などで予約しただけでは契約は成立しません。自分自身の理由、旅行会社等の事業者の理由、天候や自然災害の理由等から、旅行が計画どおりにいかないこともあります。旅行の契約成立時期や取消料の規定などを確認しましょう。

### アパートを借りる

就職、進学を機にアパートを借りる生徒も多くいるでしょう。トラブルの多くは、敷金返還が問題となる退去時に発生します。契約時に、環境や設備等も重要ですが、契約書・重要事項説明書をよく確認し納得してから契約することが大切です(P.18参照)。

### 引っ越しをする

アパートを借りたら、通常、引っ越しの契約もすることになります。解約や荷物の紛失、破損などのトラブルが発生しています。標準引越運送約款では解約手数料は前日で運賃の10%以内、当日は20%以内となっています。

### 英会話を習う

語学教室(英会話教室等)は、期間が2か月を超え金額が5万円を超える契約の場合、特定商取引法が適用され、クーリング・オフや中途解約が可能です。このような継続的なサービスは、実際にやってみないと効果が分からないにもかかわらず、最初から長期間の高額な契約になることが多く、過去には「解約に応じてくれない」、「高額な解約料を請求される」などの消費者トラブルが発生しました。こうしたことを受け、現在は、特定商取引法において継続的サービスのうち、7業種(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)が規制されています(P.18参照)。

### 車を買う

車の購入は、登録、保険といった車特有の手続きも必要になります。車の契約成立日は、支払方法等によって違いますが、現金払いの場合、標準注文書では①自動車の登録がなされた日、②改造・架装・修理に着手した日、③自動車の引き渡し日、のいずれか早い日となっています。

### 保険(生命保険、損害保険)に入る

死亡、病気、交通事故、火事、その他の災害など人生のリスクに備えるために、生命保険や損害保険があります。身近な保険では、賃貸アパートの契約、海外旅行、サークル活動等に付随した保険があります。大量の契約者がいることを前提に、リスクに応じた保険料を設定して支払う、という性質上、申込時の告知内容が重要になります。また、保障内容が期待していたものと異なる、といったトラブルが発生することも多く、契約時によく確認する必要があります。

### マンションを買う、住宅ローンを組む

住宅の購入は人生のビッグイベントです。頭金不要、諸費用の貸付けもあるといった、一見すると、手持ちの資金がなくてもマイホームが持てる、と感じさせる広告もありますが、これらはその分将来にわたって負担する借金が増えることと同義です。支払が長期になるので金利、支払方法等を確認して無理のない計画を立てる必要があります。

### 有料老人ホームに入る

現代に生きる私たちは、生涯暮らしの中で色々な契約をします。介護保険制度によるサービスを受けるのも契約です。同じような施設に見えても有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)、特別養護老人ホームなど種類は様々です。有料老人ホームでは、高額な初期費用を支払う場合も多く、退去時にはその返金の範囲などでトラブルになることもあります。条件をよく確認するなど正しい情報から合理的な判断をすることが、ここでも求められます。

# 1 契約をする

Q1 & A1

意思表示の合致によって成立する法的な約束です。

## 民法と契約について

- 契約の基本的なルールは民法によって定められています。これを押さえておくと、この後学ぶ未成年者取消し、クーリング・オフ等について理解しやすくなるでしょう。
- 民法は対等な当事者間を前提としています。そして、個人は日々の生活において、自分の意思と責任の下に社会を営むことを原則（私的自治の原則）としています。
- 麻薬の売買のように反社会的な契約内容でない限り、当事者はお互いに協議の上、自由な意思に基づき自由な内容の契約を締結することができますが、決めたことに対してはお互いを守る義務（責任）が生じます。
- その上で、一方が契約を守らない場合、契約を守るように裁判に訴えることができ、また、相手の落ち度によって損害が発生した場合、その賠償を求めることができます。

## 口約束と契約書の役割

- 契約は口約束でも成立します。契約書は、契約内容を明確にし、後日の紛争に備えるため作成される書面です。
- 日常の実務では、車の購入、賃貸アパートの契約、土地などの不動産の売買、継続的に通う英会話教室等の契約では契約書を作成します。高額な契約、継続的に契約関係が続く場合等では、個別の法律で契約書の作成が義務付けられていることが多いです。
- ひとたび署名又は押印すると、自らの意思で契約書の内容どおりの契約をしたことが推定されます。
- トラブルを回避するためには、契約書に書かれている内容を確認し、契約書の記載内容に納得してから署名又は押印をすることが大事です。また、契約書は必ず保管しておきましょう。

# 2 契約を守る

Q2 & A2

一旦成立した契約は欠陥商品だったなどの理由がなければ、勝手にやめることはできません。

- 契約が守られなかった場合、裁判に訴えることができ、裁判を通じて強制的に守らせることができます。
- Q2の場合、店はプレゼント（例えばネックレス）を消費者に引き渡し、消費者はネックレスの代金を支払うことが契約内容です。ネックレスが最初から壊れていた場合、消費者は壊れていないネックレスを求めすることができます。しかし、店が契約を守っている限り、返品はできません。
- なお、友達と遊園地に行く「約束」を破ってしまった場合、友達は大変傷つくかもしれません。といっても、こういった個人の人間関係にまで国家が介入し、裁判所が強制的に守らせようとするのは、個人の自由を阻害することになります。
- 民法では契約が守られないと社会関係において問題が発生するような特別な事項（例えば取引）について、お互いが守ることを前提とし、守らなかった場合のルールについて定めているのです。
- レシートは領収書なので店が代金を受領したことの覚書です。レシートがあっても、商品未使用、契約から日数が経っていない場合、店が返品や交換に応じてくれることが実生活ではあります。これは、店が任意に消費者の求めに応じている顧客サービスの一環なので、返品に応じてくれなくても違法とはいえません。

# 3 契約をやめる — 未成年者取消し

Q3 & A3

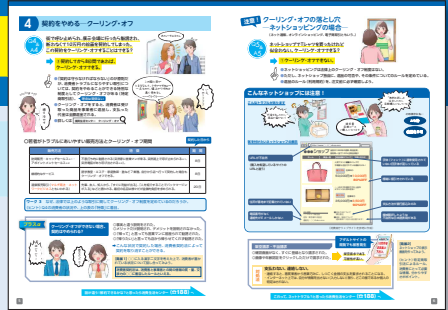
一旦自分の意思に基づいて契約をした後、一方的に契約をやめることはできません。しかし、成人と比べて知識や社会経験が不足している未成年者は、適切な意思決定をすることが難しく不利益を被ることがあります。そこで、民法は未成年者を保護するために、未成年者取消しの制度を設けています。

- 民法に「年齢二十歳をもって、成年とする」（第4条）とあり、20歳未満の者（未成年者）が法定代理人（通常は親権者）の同意を得ずに結んだ契約は、本人又は法定代理人が取り消すことができます（同法第5条第1項、第2項）。
- すなわち現行法では、「20歳未満」という点のみで契約の拘束力から逃れることができます。
- 親権は通常は共同して行われるので、両親の同意が必要です。取消しの方法は相手への意思表示によって行い、様式は問いませんが、通常は書面で通知します。詳しくは消費生活センターへ相談しましょう。
- 取り消すと契約は初めからなかったこととなります。受け取った商品等は現状のまま返品し、使ってしまったまま残っていない場合には返す必要がありません。しかし、それが生活必需品の場合は、返品した商品を使用していたことで当然支出したはずの出費を免れていると考えられ、その意味では利益が残っているといえるため、その分を消費者は返す必要があります。
- 未成年でも、結婚している場合や、親から渡された小遣いの範囲で契約した場合、成人してから代金を支払うなどして追認した（支払ったことで過去の事実を認めたこととなる）場合には取り消せません。また、自ら成年だと嘘をついた場合も取り消せませんが、事業者に指示されて20歳と契約書に書いた場合、インターネットで単に「20歳以上ですか」との質問に対し「はい」をクリックしたにすぎない場合などは取り消せることもあります。
- 未成年者取消しの制度が適用されなくなることを狙って、20歳の誕生日直前から勧誘し始め、メールやSNS等により関係を継続し、誕生日を過ぎてすぐに契約をさせる悪質な業者もいるので注意が必要です。

## 4 契約をやめる — クーリング・オフ

Q4 & A4

路上等で声を掛けられ、店や喫茶店等に同行させて契約を締結するキャッチセールスの事例です。営業マンに路上で、アンケート、新規オープン、ちょっとお時間ありますか…等声を掛けられて呼び止められ、断りきれずに店等へ同行すると、勧誘されて思いもよらぬ契約をしてしまい、後悔することがあります。突然声を掛けられ絵画の話がされた場合、消費者にとって不意打ちのことであり、熟慮する期間がないため契約をするための情報が不足しています。クーリング・オフは、このような状況の下で消費者が契約の申込みや締結をした場合、一定期間頭を冷やして考える機会を与える制度です。



●本来守らなければならない契約を解除できる強力な制度なので、クーリング・オフできる販売方法は、特定商取引法によって定められています。生徒用教材P.5の記載以外に、電話勧誘販売(8日間)、業務提供誘引販売取引(いわゆる内職商法、サイドビジネス商法ともいわれる)(20日間)、訪問購入(貴金属等の押し買い)(8日間)があります。店舗で契約した場合、不意打ち性がないので原則的にはクーリング・オフはできません。ただし、エステティックや語学教室等、特定継続的役務提供として定められた7業種に関しては、長期間にわたる高額契約であり、結果が不確かであることから、より消費者が慎重に検討する必要があるため、店舗で契約をしてもクーリング・オフできます。また、利益や収入があると勧誘する連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引は複雑な契約であり、説明されたような利益や収入がないことに気付くまでに期間を要することから、クーリング・オフ期間が20日間となっています。

●クーリング・オフを通知する際に「高い」、「家族に反対された」、「思っていたのと違う」等の理由はいりません。なお「特別割だから、クーリング・オフは使えない」、「サービスを受けているからクーリング・オフできない」、又は「大人なんだから親に頼らず判断しなくては」等のクーリング・オフを妨害する行為をすることは法律で禁止されています。

●特定商取引法においては、適用される取引に関して書面の交付が義務付けられています。したがって、厳密にはクーリング・オフの起算日は申込書面又は契約書面を受け取った日から計算します。書面を受け取っていない場合や、受け取った書面に不備があった場合は起算日が始まらないので、改めて書面を交付されてから8日間を経過するまではクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまったと思っても諦めずに消費生活センターに相談してみましょう。

### クーリング・オフの効果▶▶▶

クーリング・オフでは違約金を支払う必要はなく、支払った額は全額返金されます。消耗品<sup>※</sup>以外の商品は使ってもそのまま返せばよく、着払いで返品できます。工事の契約をして、その施工が終了していても代金を支払う義務はなく、「元に戻してください」と言うこともできます。 ※健康食品、化粧品等

### クーリング・オフの方法▶▶▶

書面(はがき)で通知します。書面はコピーを取り、特定記録郵便で発信します。悪質な事業者は「そんな電話や通知は受けていない」と言うことがあるので、証拠を残すためです。法定期間内に通知を出せばよく、事業者に届くのはクーリング・オフ期間を過ぎていても構いません(発信主義)。

☆イラストの吹き出しを参考にロール・プレイングができます。不意打ち性、情報の質・量、交渉力の格差が出るようなシナリオを考えるとともに、断り方の練習ができます(P.18参照)。

プラス  
α

## 消費者契約法による契約の取消し

更に学習を深める内容

(消費者契約法：2000年公布、2001年施行。関係条文第4条)

- ・上記のクーリング・オフ制度を定めている特定商取引法は、適用される販売方法が限定されているのに対して、消費者契約法は全ての消費者契約(消費者と事業者との契約)を対象にしています。
- ・消費者トラブルの多くは、「話が違う」、「断れなかった」というものです。事実と異なる説明をされた、不確実なことを断定的に説明された、有利なことは告げられたが不利なことをわざと告げられなかったことにより誤認して契約した場合や、訪問販売業者に対して帰ってもらいたいと言っても居座られたり、店で帰りたいと言っても帰らせてくれない、契約せざるを得なかったという場合、消費者契約法により契約を取り消すことができます(なお、消費者契約法が改正され、2017年6月3日以降は、その消費者にとって不必要といえるほど大量の商品等の契約をさせられた場合にも取り消すことができます)。したがって、このような場合、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、また、クーリング・オフができない契約であっても契約を解消することができます。
- ・消費者契約法は悪質な事業者には罰金を科すものではなく、消費者自らが事業者に対して主張するための民事ルールです。つまり、不当な勧誘に対して取消しを主張するという消費者自らの主体的な行動が求められているといえます。
- ・取消しの理由となる問題点を事業者が認めないし解決に至らず交渉が必要となるので、消費生活センターに相談しましょう。消費者契約法について忘れてしまっても、消費生活センターに相談することは覚えておきましょう。
- ・なお、消費者契約法が制定された背景には、世界的な規制緩和の流れがあります。すなわち、規制を緩和し、消費者、事業者双方の自己責任に基づく行動が求められる中で、その環境整備として、消費者契約法は、消費者と事業者との情報、交渉力の格差を前提とした消費者に適正な情報提供と、合理的な判断をする機会を与えることが必要とされたものです。そして、消費者の自立は消費者自身のみならず、市場に対してもより良い結果をもたらすものとなります。

## 注意！ クーリング・オフの落とし穴 — ネットショッピングの場合 —

ネットショッピング(ネット通販、オンラインショッピング、電子商取引)の市場規模は増大し続けています。中・高校生もネットショッピングをしていること、実際に商品を確認せずに行う非対面取引で全世界との取引が可能という特性からトラブルになりやすいこと、クーリング・オフができると誤解している場合が多いことから、ネットショッピングについて詳しく学ぶページです。情報科でも活用できます。

Q5 & A5

ネットショッピングに限らずTVショッピング、カタログ通販等の通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。消費者が前もって広告や画面等を確認し、自発的に申込みをする不意打ち性のない取引のためです。「似合わない」のは消費者側の都合です。

- なお、返品や交換のルールを定めている事業者も多くみられます。商品を見ずに契約するので、返品や交換ができた方が消費者は安心して積極的に注文できるので、事業者にとっても、このルールはマイナスではないはず。このようなルールが多くなることからクーリング・オフ制度があると勘違いしがちです。
- このルール(返品特約)は、商品を選択する際に重要な情報なので、広告やサイトの画面に明示しなければなりません。このルールが書かれていない場合は、商品が届いてから8日間は消費者が送料を負担して返品することができます(クーリング・オフの場合、送料は事業者負担。違いに注意!)
- 「商品到着後3日であれば返品に応じます」等の返品特約があれば優先します。「返品不可」「ノークレームノーリターン」という表示があれば、下記の場合を除き返品できません。
- 画面広告、注文フォームは、印刷又はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

### 重要

「返品不可」と記載があっても、注文と違う商品や不良品が届いた場合、交換や返品が可能です。

- 「返品不可」と記載があっても、注文と違う商品が届いたり、不良品が届いたりした場合は、きちんと契約内容を守るように、事業者に求めることができます。契約を守ることができなければ、支払った代金の返金を求めることができます。
- 事業者と連絡が取れなければ対応されません。また、「不良品は送っていない」と反論される等、争いになることもあるので、トラブルを避けるために以下の点に注意を払い、慎重に注文をしましょう。

#### こんなトラブルがあります

以下のようなトラブルが発生しがちです。

- ・商品が届かない
- ・注文品と違うものが届いた
- ・ブランド品の偽物だった…消費者がいくら偽物だと主張しても、実際に真贋を証明することは容易ではないため、トラブルを解決するのが困難な場合があります。
- ・ショップ(事業者)と連絡が取れない…架空や虚偽の連絡先の記載により雲隠れされることもあります。
- ・「お試し」と思って注文したところ、定期購入になっていた

**事例** ダイエット効果がある5,000円のサプリメントが「1回無料お試し」とあり、1回だけのつもりで注文した。ところが2回目としてサプリメントが届き、4,000円の請求書があり、定期購入であることに気付いた。スマホの画面をずっと下にスクロールすると、5か月以上の定期購入が条件と記載があった。

#### 気を付けたいネットショップの表示

- ・購入を希望しているサイトのURL と一致しているか…一致しない場合は、コピーサイト(偽サイト)の可能性がります。
- ・事業者の連絡先の記載はあるか…トラブルになり事業者と連絡を取ろうとしても、メールに返信がなく、住所や電話番号が分からなければどうすることもできません。
- ・日本語表記に違和感がある…海外の事業者の可能性があり、トラブルが生じた場合、言語や商習慣の違いから、(国内の事業者よりも)トラブルの解決が難しくなることがあります。
- ・極端な値引き価格…事業者の採算性という観点で考えれば、安すぎる価格は不審である(詐欺の可能性があるので)ことに気付けるはずです。

#### 特定商取引法に基づく画面記載事項

- ネットショッピングでは、消費者にとって画面(広告)が唯一の情報源であることから、表示事項が特定商取引法(第11条)により定められています。

①販売価格、送料 ②代金の支払時期、支払方法 ③商品の引渡時期 ④商品の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項(返品特約がある場合のその表示) ⑤事業者の氏名(名称)、住所、電話番号 ⑥代表者氏名又は通信販売業務の責任者氏名

その他、該当する場合は、⑦申込期限がある場合は、その期限 ⑧販売価格、送料以外に購入者等が負担する金額がある場合、その内容及び額 ⑨商品に隠れた瑕疵がある場合、販売事業者の責任について定めがある場合はその内容 ⑩ソフトウェアの取引の場合、動作環境 ⑪販売数量の制限等、特別な販売条件(サービス提供の条件)があるときはその内容 ⑫請求によりカタログ等を別送する場合、それが有料であるときは、その金額 ⑬電子メールによる商業広告を送る場合、事業者のメールアドレス

#### 架空請求・不当請求

「18歳以上」、「無料動画」をクリック(タップ)しただけでは、通常は有料の契約は成立しません。一方、「契約が成立するとは思わず操作した」、「有料であることを見落とした」などネット特有の不安感があるでしょう。このような場合、電子消費者契約法(第3条)によって、契約の申込内容について確認画面が表示されていなければ、錯誤(勘違い)による契約の無効を主張できる場合もあります。また、そもそも請求自体が架空ということもあります。いずれにしても、支払えば解決するのではなく、更なる請求が続くことになります。何とかしたい一心で、ネット広告を出している問題のある探偵業者等と契約し、多額の調査代金を支払わされてしまったという二次被害も発生しています。このようなネット上での請求に対しては、絶対にこちらから連絡せず、無視しましょう。不安な場合は、一人で悩むのではなく、消費生活センターに相談することが大切です。



## 暮らしとお金

- ・ お金について考えるには、まず、自分の収入と支出の全体像の把握が必要です。
- ・ 高校在学中にアルバイトをしている生徒もいますが、生徒の多くは高校卒業後、就職、アルバイトにより収入を得る機会を持ちます。自宅暮らしの場合、「収入≒好きなように使えるお金」と思いがちですが、「収入≠好きなように使えるお金」であることを理解します。
- ・ 収入は基本的に勤労から得るものであり、収入の中から税金や社会保険料等を納め、商品やサービスの代金を事業者を支払いますが、例えば公共サービスの提供や商品の供給というかたちで、私たち一人ひとりへ還元されます。お金の流れの中に私たち自身がいることを生活の中で実感することは、経済の循環に気付くきっかけになります。
- ・ 3ページのライフステージを参考に経済計画を立てる際、家庭収支の構成を考えるための導入となります。

## 1 お金を支払う(カード払い)

\*以下、本教師用解説書において「カード」、「カード会社」と表記している場合は、「クレジットカード」、「クレジットカード会社」を指します。

現金以外の様々な決済手段が登場していますが、その中でも、今後利用する可能性が高いクレジットカードについて理解しておくことが重要です。最近では、収入の低い若者でもクレジットカードを持つことができ、またクレジットカード払いができる販売店も大変多くなりました。

Q6 & A6

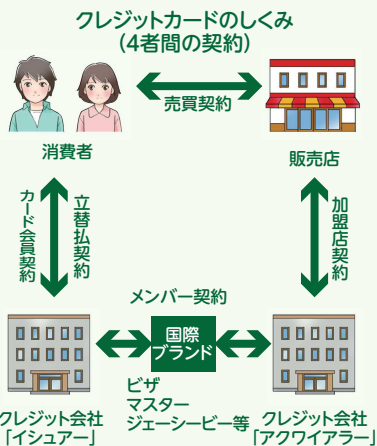
カードで支払えば、手持ちのお金がなくてもすぐに商品を手に入れることができます。生徒用教材7ページの図を見てみましょう。①消費者がカード会社にカード発行の申込をする。→カード会社からカードが発行される。②販売店(加盟店)で買い物をする際、カードの提示・暗証番号の入力又はサイン。→商品の引渡し。③カード会社から販売店(加盟店)へ代金の立替え。→販売店(加盟店)はカード会社に売上げに応じた手数料を支払う。④消費者の預金口座から立替代金の自動引落し。

- 分割払いで支払う場合、カード会社が定めた手数料が加算されます。手数料は利息のようなものです。消費者は手持ちの現金がなくても買えますが、後日カード会社に返済することになります。
- 支払方法には、分割払い、リボルビング払い(リボ払い)といった分割して支払う方法と、1回払い(通常は翌月又は翌々月に一括して支払う。マンスリークリアともいう。)があります。
- カードを使うとポイントがたまる特典付きのカードが多く出回っています。「今ならカードで買えば〇〇ポイントプレゼント」などのキャンペーンもあります。カード会社、販売店ともに販売促進効果を狙っています。
- カードを上手に使うことで、必要な商品を必要なときに手に入れて生活を豊かにすることができますが、「立て替えてもらって買っている」ので、返済計画を立てて利用しなければなりません。
- 買い物と返済の状況を把握するためには、レシートの保管、請求書(利用明細書)の確認、預金口座振替(引落し)の確認が重要です。請求書が電子メールやウェブで提供される場合、自ら小まめにチェックすることが必要です。
- カードを申し込んだ際に受領する会員規約には、手数料、締め日、口座振替日、紛失時の対応等が記載されていますので内容を確認しておきましょう。「クレジット」(信用)という名が示すように、規約を守らないと信用に関わる問題となります。

(表に記載のあるリボルビング払いについては、P.14Q7&A7で解説します。)

## Topics

## 複雑化したカードの仕組み



- ・ クレジットカードの仕組みの基本型は3者間契約ですが、実際の社会は非常に複雑化していることを頭の隅に置いておきましょう。
- ・ カード会社には、消費者に対してカードを発行する「イシューア」と加盟店(販売店)に対する業務を行う「アクワイアラー」が存在し、一つのカード会社が両方の業務を兼ねていれば3者間契約になります。さらに図のように、ビザ、マスター、ジェーシービー等の国際ブランド(カードには国際ブランドのロゴがついています。)が間に入ることで、4者間の仕組みができ、カードの利用場面が拡大します。
- ・ 小規模な販売店やネットショップでは、アクワイアラーと販売店との間に決済代行業者が入っている5者間の契約の場合もあり、さらに海外の決済代行業者が間に入っていることもあります。このように多数の関係事業者が連携した仕組みができたことで、私たちは多くの販売店やネットショップでカードが利用できるようになりました。
- ・ このように消費者には見えない部分で、カード決済の仕組みが複雑化しています。カードで支払った商品・サービスに関してトラブルが発生した場合、複雑なカードの仕組みを理解して、事業者と交渉する必要があるので、消費生活センターに相談しましょう。複雑な仕組みを覚えることは不要ですが、自分の支払の流れに関心を持つことは、自分と社会とのつながりを意識することにもつながります。このような複雑な決済システムが可能になったのも、IT化とグローバル化の進展によるものです。

## リボルビング払い



リボルビング(Revolving)とは回転するという意味で、月々の支払額を一定に決めておき、利用可能枠の範囲内でカードで支払う方式です。毎月の支払が一定なので家計管理が容易ですが、今どの商品の支払をしているのか、いつ支払が終わるのが分かりにくく、次々に買い物をしてしまいがちです。一般的にリボ払いの手数料(実質年率)は高めに設定されており、手数料がかさみます。

- カード会社は「ポイント〇倍」と勤めたり、「後からリボ」といってリボ払い方式に変更できることを宣伝しているのでメリットが目立ちますが、残金なくなるまで手数料を加算して返済を続けなければなりません。
- リボ専用カード、自動的にリボ払い設定となるカードもあるので、カードを申し込む際に必ず確認しましょう。

## 2 お金を借りる

生徒にとって身近な奨学金制度も貸与型の場合は借金です。奨学金、住宅ローン等、必要なお金を借金をすることで夢や目標を達成できる場合もあります。利用する前に、「お金を借りる」ことについての基礎知識を学び、仕組みを理解しておくことが大切です。



Q8は、金利の計算を学習するためではなく、借金と利息の関係のイメージをつかむためのものです。参考として、計算の考え方を記しています。

**利息 = 利用残高 × 年利(金利) × 借入期間**

利息の返済方法には、主なものに元利均等返済(毎回の返済額が同額)があります(第二種奨学金や消費者金融のキャッシング等)。年利とは1年間借りた場合の元金に対する利息の割合のこと(ローン利用の対価)です。1か月借りた場合は(×1/12か月(÷12と同じ))となります。したがって、20万円を年利(金利)17%で借りた場合、1か月にかかる利息は、20万円×0.17÷12=2,833円(小数点以下切り捨て)、5,000円返済すると2,833円が利息の返済に、2,167円が元金の返済に充てられます。つまり、毎月5,000円返済しても、5,000円ずつ元金が減っていくわけではなく、元金にまた利息が付くので返済期間が長くなれば返済総額は高くなります。この計算を繰り返し、元金が0円となるには、毎月5,000円ずつ5年間(60か月目は残元金端数)返済し続け、約29万円の返済をすることになります。

※ここでは、(÷12)による簡単な計算式を示したが、より正確には(×30/365日)。

- 借金に関する注意喚起では「計画的な返済を」といわれます。金融業者等のウェブサイトの「返済シミュレーション」を使って計算できますが、自分に適した借入額や返済方法を選択するためには、基本的な利息の仕組みを知ることが大切です。
- キャッシング機能付きのクレジットカードや銀行カードでもお金を借りることができます(最近のカードの多くは最初からキャッシング機能付き)。あえて借金のためのカードを作ったり、消費者金融を訪れることなくお金を借りることができますが、借金であることには変わりなく、クレジットカードの手数料よりもキャッシングの利息は高くなっています。

### Topics

## スマートフォンの分割払いとクレジット

- クレジットカードを作り、カード提示やカード番号の入力により支払う方式が普及していますが、クレジットによる分割払方法には「個別クレジット」と呼ばれる方式があります。簡単に言えば、分割払いの申込をするたびに審査を受けて契約する方法です。スマートフォンの機器の代金を分割払いする際にも、この方式が利用されます(毎月の通信料と一緒に、機器の分割払い代金を支払う)。
- 支払が遅れると、「信用情報機関」などに滞納の情報が登録され、一定期間、クレジットカードを作ることができなくなったり、ローンを組めなくなったりすることもあるので注意が必要です。また、遅延損害金が発生します。
- スマートフォン等の端末が高校生にとって生活必需品になっている現在、高額のため分割払いを利用することも多いので注意が必要です。

### 多重債務

- 貸金業法改正によりグレーゾーン金利が撤廃され、多重債務の問題は一時期より下火になってきました。(利息制限法による上限金利 10万円未満…年20%、10万円以上100万円未満…年18%、100万円以上年15%)
- 多重債務の原因は贅沢品の購入や無駄遣いというイメージがありますが、失業、リストラ、病気、家族の世話や介護のための離職、連帯保証人として借金の肩代わりなどがきっかけのケースもあります。
- 借りては返す状態を繰り返し、自分では「何とかなっている」と思っている、借金を他からの借金で返すようになったら多重債務への第一歩、専門機関への一刻も早い相談が必要です。
- 多重債務の解決方法には、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産があります(P.20参照)。

### 3 将来のためのお金

各種金融商品が出回っていますが、それらを購入する際、消費者として、最低限理解しておくことを学習します。

(なお、金融教育で扱う分野とも関連すること等から、ここでは簡単に触れます。詳しい情報は、裏表紙掲載の「知るぽると」も参考になります。)



リスクとリターンを念頭に置けば、リスクがなくリターンが高い金融商品がないことが分かります。したがって「必ずもうかる投資」はあり得ず、まず疑うことが大切です。

- 金融商品を選ぶ際のポイントは、自分がどの程度まで損失に耐えられるか(リスク許容度)を知ることであり、それを検討するにはライフステージにおける経済計画を立てることが前提となります。
- 金融商品取引法(国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としている)では、契約締結前と締結時に書面交付を義務付けています。説明を十分に聞くとともに、説明書や契約書をしっかりと読み、理解して納得したら署名、押印します。「すぐに元がとれる」等の成功談では具体的な仕組みを理解することはできません。仕組みの分からない金融商品には手を出さないことも主体的な判断の一つです。
- 金融商品取引法では金融商品取引業者を登録制としていますが、無登録の海外業者によるインターネットを介したトラブルが発生しています。

イラストの解説:バイナリーオプション取引でもうかったという成功体験の書込みを見つけた。…バイナリーオプション取引は為替相場等の上り下がり予想するもので、リスクの高い取引です。取引を始めたが多額の損をし、さらに事業者と連絡がとれなくなったというケースもあります。

## 暮らしの安全 について理解しよう!

安全・安心な暮らしを脅かす消費者トラブルは、契約トラブルではありません。製品・サービスによる事故について基礎知識を持ち、安全に配慮した行動について学習します。

### 暮らしに潜む危険

(イラスト左から)

#### カラーコンタクトレンズによる事故

おしゃれ用の度のないカラーコンタクトレンズは、重大な目の障害が発生したので2009年から視力矯正用コンタクトレンズと同様に、医薬品医療機器等法(薬機法)で規制を受けるようになりました。医師の診断を受け、正しく使用しましょう。

#### スマートフォン充電中のコネクターからの発煙・発火

スマートフォン本体の発熱やコネクターの焼損によりやけどしたなどの被害が起こっています。充電時の注意→①端子に対して正しい向きでまっすぐ差し込む。②ほこりや水分がコネクターに入らないように気を付ける。③布団の中で充電しない。

#### 脱毛エステによるやけど

エステの施術によりやけどなどの危害を受けることがあります。エステに限らず美容医療の分野でも危害が発生することがあります。

※消費者庁ウェブサイト中、「消費者リコール情報サイト」では製品回収情報を、「事故情報データベース」では製品・サービスによる事故情報を掲載しています。自ら情報を収集し、安全な生活のための行動をとることが大切です。



製品による事故が発生した際は、欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができます。

#### 製造物責任法(PL法 Product Liability の略)(1994年公布)

- 製造物の欠陥によって人の生命、身体、その製造物以外の財産に損害(拡大損害)を被ったことを被害者が立証すれば製造業者(メーカー)等に損害賠償を求められます。
- 製造物責任法が制定される前は、被害者が製造業者等の「過失」を証明しなければなりませんでした。現代社会においては製品技術が高度・複雑化し過失の証明は困難でした。そこで、過失がなければ責任なし(過失責任の原則)という民法の大原則を大きく転換し、製造業者等に過失がなくても欠陥があれば責任を負わせることにしました。
- これにより、製造業者等は製造物の安全に一層配慮するようになりました。
- なお、欠陥とは、通常有すべき安全性を欠いていることを指しますが、製品の使い方や警告などの表示の不備も含まれます。

製品によっては損害賠償制度のあるマークが付与されているものもあります



(一財)製品安全協会が定めた安全性基準に適合したものと認証された製品に付されるマーク。対人賠償1人最高1億円



(一社)日本玩具協会の安全基準に合格したおもちゃに付けられるマーク。賠償補償制度対人賠償最高1億円、対物賠償最高2千万円



(公社)日本煙火協会が行う検査に合格した国内に流通するおもちゃ花火に付けられるマーク。対人対物合わせて1事故最高1億円

※ベビーカー(SGマーク)、おもちゃ、花火等の商品選択は家庭科「乳幼児の発達と保育」と関連付けた学習も可能です。



# 消費生活センターについて知ろう!



消費者ホットライン188番(泣き寝入りはいやや!)に電話をかけると、最寄りの消費生活センターにつながります。音声ナビに従って以下の操作をします。

# 188

→ 在住、在学、在勤の郵便番号

→ 郵便番号が分からない→地域を選択(〇〇市は1を、××市は2…)

現在開所している  
最寄りの窓口

※通話料は相談窓口につながった時点から発生。

**相談料は無料**

- 消費者安全法により、都道府県には消費生活センターの設置が義務付けられており、消費者センター、消費者行政センター等の名称の場合もあります。市町村によっては消費生活センターがない場合、消費生活相談窓口となります。
- 消費生活相談は住民サービスとして各地方公共団体が実施しているので、在住、在勤、在学の方が対象となります。この点が警察と異なります(例:交通事故では、事故発生場所の警察が対応)。
- インターネットで消費生活相談を検索すると、類似の名称の相談窓口が上位に表示されることがあります。相談料を請求された等の被害も寄せられているので、まずは「188番」を覚えておくことが確実です。全国共通なので転居しても使えます。
- 相談窓口では消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を持った相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った相談員が相談を受けています。なお、消費生活相談員の資格は2016年度に国家資格化されました。
- 消費生活センターは簡易迅速な解決を図る窓口なので、被害の内容によっては弁護士相談や福祉関連等の専門の相談機関への相談の方が適している場合があります。その場合は、適切な窓口を案内します。
- 相談の秘密は守られるので、本人からの相談が保護者に知られることはありません。また、本人からの相談が基本ですが、保護者等からの相談に対しては、本人自らの相談につなげることができるような助言をしています。

## 消費生活相談の流れ

- ・消費生活相談は、消費者の自立支援のために行われているので、消費生活相談員が状況を聴き取り、相談者の状況に応じて助言やあっせん(解決のための事業者との交渉のお手伝い)をしています。
- ・社会経験の少ない若年者の場合、消費生活相談員が具体的にお手伝いをする場合が多くなっています。

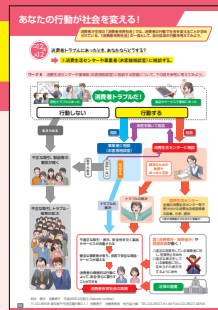
## マンガの事例(マルチ商法の被害の相談)

イラストを使ったロール・プレイングができます。(P.19参照)

1	相談者からの電話を受けた消費生活相談員は状況を聴き取ります。この事例では、契約をしたのが1か月前なので、クーリング・オフ期間は過ぎています。解決のためには詳しい説明を聞く必要があるため、消費生活センターへ来所してもらうことにしました。
2	一旦締結した契約をやめることはできませんが、マルチ商法(連鎖販売取引)は中途解約が可能であり、また、事業者の説明が事実と違っている等、特定商取引法や消費者契約法等に抵触している可能性があれば、その問題点を根拠に事業者と話し合いをして、解約できる可能性があります。解約するための方法は消費生活相談員が考えますが、そのためには、契約締結までの状況や現在までの経緯を消費生活相談員に詳しく伝える必要があります。契約書面は事実を知るために重要なので相談時に持参します。消費生活センターは消費者を支援する立場なので、相談者自身で、これまでの状況とどうしたいのかを手紙にします(申出書面の作成)。自ら考え意思表示をすることが求められます。消費生活相談員に話した内容を書けばよく、難しい言葉や漢字を使う必要はないので心配は不要です。消費生活相談員が相談者に応じた支援をします。相談者は、書面を書きながら、「この時ついて行かなければよかった」、「はっきり断ればよかった」等のことに気がきます。自分自身を客観視した振り返り学習で、このこと自体が生きた消費者教育ともいえます。
3	相談者は手紙を書き、事業者に特定記録郵便で送付します。これを基に、消費生活相談員と事業者の2者、又は相談者を交えた3者で話し合いをします。消費生活センターは、中立的な立場であっせん(解決のための事業者との交渉のお手伝い)をします。
4	話し合いによって解約の合意が成立し、返金されました。自分を誘った先輩もおそらく「もうからなくて」解約したいのでは、という思いから、先輩にも相談を勧めることにしました。この行動は自分だけではなく、みんなで安全・安心な社会を築く第一歩ともいえます。

## 消費生活センターを活用しましょう

- ・消費者を取り巻く環境は絶えず変化し、被害防止は後追いになりがちです。今、若年者が直面している問題について知るには、日々新しい情報が寄せられる最寄りの消費生活センターを活用する方法があります。(独)国民生活センターでもデータを公表していますが、身近な情報を収集する際に役立ちます。
- ・授業に消費生活相談員を招き、チームティーチング等の方法で、直接生の情報を聞くことは大変効果的な指導方法です。消費生活センターに相談した際に対応してくれる消費生活相談員を実際に知ることで、今後トラブルにあった際に自ら相談することはもちろん、人に相談を勧めやすくなります。
- ・消費者行政を通して、身近な地方自治(消費者行政)の一端を実感することができます。
- ・消費生活センターは消費者教育の拠点として消費者教育を推進しているので、出前講座や指導者への支援等の取組もしています。また、消費者問題に関する資料等を備えていますので、消費者教育の材料探しに是非活用したい機関です。



## Q12 & A12

消費者市民社会を作るためには、消費者一人ひとりが自らの消費行動を通じて安全で安心な社会を実現するために積極的に参画していかなければなりません。「一人だけでは」、「こんなこと言っても、世の中変わらない」と思うことが多いと思いますが、小さな声が集まって、事業者(企業)の姿勢が変わったり、製品が改良されたり、不正な取引をしている事業者が指導を受けたり、法律が改正されたりするのです。2009年には消費者庁が設立されました。消費者が主役の社会の実現に向けて少しずつ進んでいます。特にこれからの社会を担う若い世代が行動することは大切です。その具体的な方法の第一歩として、消費者トラブルにあったときに、消費生活センターや事業者に相談することがあります。

### 消費者被害・トラブルにあった経験のある人の行動について (平成28年版消費者白書より)

- ・消費者被害・トラブルにあった経験のある人 …… 10.9%
- ・消費者被害・トラブル経験記載事例のうち「相談・申出をした」51.7%、「誰にも相談・申出をしていない」…… 44.9%
- ・「相談・申出をした」相手 「メーカー等の事業者」…… 46.3%  
「家族、知人、同僚等の身近な人」…… 37.0%  
「市区町村等の行政機関の相談窓口」…… 7.0%

### 消費者トラブルにあったとき、「行動しない場合」、「行動した場合」をチャートでたどってみましょう。

※チャートを追うことで、消費者の役割、消費生活における消費者、事業者、行政、立法の関係が理解できます。

●イラストは左からマルチ商法のセミナー、キャッチセールス、スマートフォン充電中の発煙・発火、脱毛エステによるやけど

A	①自分も悪かった、どうせ解決しない、面倒だ等の理由から行動しなかった場合⇒②悪質業者は問題取引を続ける。危険な製品が市場に出回り続ける⇒③金銭的被害、身体的被害を受ける消費者が増え続ける。
B	①事業者(お客様相談室)に相談⇒②事業者が対応しない、適切な対応をしてくれない⇒③仕方ないと思いつめる⇒④悪質業者は問題取引を続ける。危険な製品が市場に出回り続ける⇒⑤金銭的被害、身体的被害を受ける消費者が増え続ける。
C	①事業者(お客様相談室)に相談⇒②事業者が対応しない、又は適切な対応をしてくれない⇒③消費生活センターに相談する⇒④消費生活センターがあっせん(解決のための事業者との交渉のお手伝い)⇒⑤トラブルの解決⇒⑥安全・安心に暮らすことができる社会の実現
D	①事業者(お客様相談室)に相談⇒②対応される⇒③トラブルの解決⇒④安全・安心に暮らすことができる社会の実現
E	①消費生活センターに相談する⇒②事業者に相談する方法等助言を受ける⇒③自分自身で事業者に相談する⇒以下省略
F	①消費生活センターに相談する⇒②消費生活センターがあっせん(解決のための事業者との交渉のお手伝い)⇒③トラブルの解決⇒④安全・安心に暮らすことができる社会の実現

### 独立行政法人国民生活センター

(1970年に特殊法人として設立、2003年に独立行政法人に移行)

国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしています。消費生活相談に関する情報を全国の消費生活センター等をネットワークで結んだ「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET:パイオネット)」により収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立っています。また、相談業務、商品テスト業務、教育研修業務、広報業務、ADR業務を行っています。

### 消費者庁(2009年設立)

2000年以降、食品偽装や耐震偽装、ガス瞬間湯沸かし器やエレベーターによる死亡事故など国民の安全、安心を脅かす事故が次々と発生しました。そこで、これまでの消費者施策や消費者行政を見直し、消費者が主役となって安全で安心して暮らせることができる社会を実現するために、消費者行政の「司令塔」の役割を果たすべく消費者庁が発足しました。消費者政策の基本計画の策定、消費者被害の防止、悪質商法や偽装表示などに対応して、特定商取引法、景品表示法、食品表示法などの法律の執行等、消費生活に関連する様々な業務をしています。

### 国(消費者庁・関係省庁)や都道府県が動く!

PIO-NETにより収集した消費者被害情報を分析した結果、深刻な被害が生じている場合、国や都道府県は被害状況を調査し、被害を生じさせた事業者には業務を改善するよう指導し、必要に応じて違法な営業をしている事業者に対して業務停止を命令します。また、不当な表示をしている事業者に対し、正しい表示をするよう命令します。これにより、違法行為を是正し、被害の拡大を防ぎます。

### 法律の整備

消費者被害を防止するためには、事業者が適正な事業活動を行い、消費者は被害にあわないよう合理的な選択をすることが求められます。しかし、それだけでは消費者被害をなくすことはできません。そこで、適正な取引や安全のためのルール、消費者被害を防止するための取締りのルール、被害にあった消費者が救済されるためのルールを定めた法律の整備が必要になりますが、法律を整備する場合は、その法律を必要とする根拠が必要になります。その際にも、消費生活センターに寄せられた消費者の被害状況(PIO-NETの情報等)が参考となっています。

## 1) P.3 オンラインゲームをする、スマホを買う (オンラインゲームやスマートフォンの契約)

- スマートフォンの契約の成立は、機器(スマートフォン)は販売店が承諾をしたとき、通信契約は電話会社が承諾したときとなります。複雑な料金体系が分かりにくい、通信速度や通信エリアは実際に使用しないと分からないといった消費者からの声などを踏まえ、電気通信事業法が改正されました(2016年5月施行)。
- 電気通信事業法改正により、契約内容(通信料金、解約条件、通信に係る制限、事業者の連絡先、初期解除制度等)を記載した書面の交付が義務付けられました。書面には、有料オプションや通信料の割引などについて表形式で分かりやすく記載しなければなりません。また、今回の法改正で新設された「初期契約解除制度」は、いわゆるクーリング・オフに似た制度ですが、クーリング・オフと異なり訪問販売や電話勧誘といった販売形態を問わない解除制度です。また、スマートフォン等の機器の契約も併せて解除できる「確認措置」が適用されるサービスも一部あります。さらに「いわゆる2年縛り」の苦情が多いことから、契約を自動更新する際には、事前に電子メール等により通知する義務が新たに盛り込まれました。契約する際、疑問点があればしっかり確認しましょう。
- オンラインゲームの契約も複雑です。ゲームの参加方法は複数ありますが、一般に、ゲーム会社及びプラットフォーム(ソフトウェアが動作するための土台)の事業者と契約をすることになります。また、クレジットカード情報を入力して支払った場合、カード会社とも契約していることになります。

## 2) P.3 アパートを借りる(賃貸借契約)

- アパートを借りる際、多くの場合、直接大家から借りず、仲介をする不動産業者を通して契約します。したがって、不動産業者との仲介契約と貸主(大家)との賃貸借契約、2つの契約をすることになります。
- 仲介不動産業者との契約(仲介手数料について)  
仲介手数料は、物件を紹介してもらい貸主と契約が成立した場合の成功報酬として支払う代金です。したがって、契約後に借主の都合で解約しても仲介手数料は返還されません。宅地建物取引業法上の規定によれば、居住用の賃貸物件の仲介手数料の上限額は家賃の1か月分(貸主と借主の各々から家賃の半月分以下が原則。しかし双方が承諾をすれば割合の変更は可能。)です。
- 貸主との契約  
契約前に契約書・重要事項説明書をよく確認し、契約時と退去時に貸主と借主の双方が立ち会って物件を確認します。入居時に壁に汚れ等があった場合、貸主にそのことを告げ、また写真を撮るなどして、退去時に揉めることがないように備えるといでしょう。以下は契約時のチェックポイントです。
  - ①契約期間と更新(更新料が必要か、その金額はいくらか)
  - ②賃料と共益費(金額と支払方法、滞納した場合の決まり)
  - ③敷金(金額と退去時の返金についての決まり)  
通常損耗については借主が負担する必要は原則としてありません。原状回復の範囲と内容を確認しましょう。
  - ④禁止事項(ペットの飼育、無断での長期の不在等)
  - ⑤修繕(入居中の設備等の修繕を貸主、借主のどちらが負担するかを決まり)
  - ⑥解約(貸主、借主双方からの解約の決まり。退去する場合は○日前に通知する等の決まり)
- その他の注意点  
契約上の確認とともに、暮らしの拠点となる住居選びには環境の確認もしましょう。夜間に大型車の通行が増える幹線道路沿い、街灯が少ない等は曜日や時間を変えて物件の周囲を確認しないと分かりません。また部屋の窓が隣家と接近してプライバシーが確保できない等は内覧して確認しないと分からない情報です。特に4月からの進学

先が3月末に確定した場合等、早急に物件を決めざるを得ないこともあるので、優先順位を付けたチェック項目を書き出して確認しましょう。

※敷金返還について詳しくは

[国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」](#) **検索**

※住居に関する学習において賃貸物件の広告等を資料として用いる際に関連付けて学習することも可能です。

## 3) P.3、P.5 英会話を習う(継続的なサービスの契約)

- 特定商取引法では特定継続的役務について、事業者が一定期間を超える期間にわたり、一定金額を超える対価を受け取り提供する契約を「特定継続的役務提供」として規制しています。特定継続的役務とは「語学の上達」、「身体の美化(美しくなる)」といったサービスを受ける者の目的を達成するために、長期間、継続的にサービスを受ける必要があるもので、現在は下表の7種類のサービスが指定されています。
- 販売方法に定めはなく、自ら店に出向いて契約した場合も適用され、契約書を受け取った日から8日間はサービスを受けていてもクーリング・オフができます。また、8日を過ぎていてもサービスの提供期間中は、解約料(上限が決められている)を負担すれば中途解約<sup>\*1</sup>することができます(表)。

サービスの種類	サービス提供期間	支払金額(契約金額)
エステティック、美容医療 <sup>*2</sup>	1か月を超える	5万円を超える
語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	2か月を超える	

※1 エステティックの中途解約…サービス提供前の解約料上限は2万円。サービス提供後は、提供されたサービスの対価+(2万円又は契約残額の10%に相当する額のいずれか低い額)

※1 語学教室の中途解約…サービス提供前の解約料上限は1万5千円。サービス提供後は、提供されたサービスの対価+(5万円又は契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額)

※2 平成29年12月1日から特定の美容医療が追加されました(例えば医療脱毛など)。

## 4) P.5 のイラスト キャッチセールス

### 絵画の契約 ロール・プレイング

A:消費者(イラストの男性)、B:販売員(イラストの女性)、  
C:男性販売員、◆:ナレーター

◆駅前の通り。Aは、何となく疲れた気分だったので、気分転換に興味の模型店に行くため、この駅で下車をした。

B:あのお〜、すみません、

A:ええ?!

B:ちょっとお時間いいですか? 絵画の展示会をしているんです。よかったら、いかがですか? すぐ、そこんで…。

A:はあ…あ…

B:とってもいい絵がたくさんあるので、見るだけで幸せになりますよ。本当だから! 少しお時間あるのなら、是非…。

◆断れなかったAは、絵を見るのも気分転換だと思ふことにした。展示会場はすぐそばのビルの一室で、他の客はいなかった。

B:さあ、こちらですよ。好きな絵を見つけてみてくださいね。

◆Aは、とりえず絵を眺め、花を描いた絵の前で少し足を止めた。

B:この絵に目が留まるなんて、さすがですね〜。一点ものなんですよ。こ

の作家さんは若手のホープです。絵も素晴らしいけど、有名になったら高く売れますよ。絵を眺めて幸せになって、さらに高く売れるんですから、すごくいいじゃないですか。スポットライトを当ててみますね。ほら、いい感じですねえ。

◆男性販売員Cが近付いてくる。

C:この絵、いいですねえ。心に留まったときが買いどきなんですよ。

A:絵なんて買ったことないし。高いんですね。無理ですよ。

B:いい絵ですからね。40万円でも安いくらいですよ。

A:40万円!!! 絶対無理ですよ。

C:ちょっと待っててくださいね。あなたのような方に是非買っていただきたいから、上司に相談して来ます。

◆Cは、部屋の奥に相談に行き、少しして戻って来る。

C:特別に28万円にしますから、どうですか? ウチとしても、この絵の良さが本当に分かった方に買ってほしいんですよ。

◆いつの間にか上司の男性もいる。

A:でも、やっぱり無理…正直、自分には不釣り合いだし…

C:何言ってるんですか!!! 今までこの絵が素晴らしいって、一緒に話してたじゃないですか? それで赤字覚悟で提供するって言うのに、あなたは何ていう人なんだ!!! 後悔しますよ。こんな素晴らしい絵が分からないなんて!

B:だったら、決めちゃいませよ! さあ、こちらにお名前を書いてくださいね。

◆Aは、話を聞いてしまったし、特別に値引きをされると言われ断れなくなってしまった。そして解放されたい一心で契約をした。

※ロールプレイングをして、不意打ち的な勧誘に対して、どこできっぱりと断れるか考えてみましょう。

## 5) P.5、P.10 連鎖販売取引 (マルチ商法、ネットワークビジネス、MLM(マルチレベルマーケティング))

●特定商取引法では「いわゆるマルチ商法」を連鎖販売取引として規制しています。連鎖販売取引とは、個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品やサービスの販売のことです。

●扱われる商品等は、健康食品、化粧品、学習教材など様々です。かつてのように在庫を抱え込むことはほとんどなく、若者が扱う商品等としては、投資を指南するDVDやオンラインゲームのコンテンツ等の情報、またセミナー等のサービスなどがみられます。商品等について、素晴らしい効能・効果を告げられることが多くありますが、実際には科学的根拠に乏しい健康食品や経済の仕組みとして説明がつかない投資話の事例等があります。また、仮に自分が販売員として勧誘する場合も簡単には売れません(現実の販売の仕事がいかに厳しいかを考えれば分かることです。)

●商品を売って小売差益としてマージンを得ることは通常の商取引ですが、連鎖販売取引の問題は、人を組織に加入させて得るリクルートマージンが大きい点です。

●なお、連鎖販売取引と似た仕組みとして、無限連鎖講(いわゆるねずみ講)があります。連鎖販売取引が商品などの販売組織であるのに対して、無限連鎖講は単なる金品(金銭、商品券等)配当組織で、終局において破綻すべき性質のものとして無限連鎖講の防止に関する法律で禁止されています。

●人を組織に加入させていくことは、例えば、1日に2人ずつ誘っていくと27日目には日本の総人口を超えてしまうということになります。電卓を使って計算してみましょう。人を誘い続けることの難しさが分かります。

●友人や部活の先輩などの人間関係を利用して勧誘されることが多くあります。何となく怪しいと思っても、熱く語られると断りにくくなり契約

してしまう若者もいます。同じ大学、同じサークル等の狭い範囲でトラブルが多く発生することもあります。

●契約時に登録料や商品代金等を支払わせるために、学生ローンなどの消費者金融から借金をさせる事例も散見されます。融資を申し込むにあたり、旅行費用など使途を偽るよう勧誘者から示唆されることもあります。

●連鎖販売取引には20日間のクーリング・オフ制度があります。また、連鎖販売加入者は原則いつでも中途解約することができます(連鎖販売取引に関して商品を購入している場合でも、組織への入会后1年以内、商品受取後90日以内で未使用等の条件を満たせば解除することができます。)

●実際の勧誘では、最初は食事に誘われる等、連鎖販売取引の勧誘の話とは知らずに友達に会うケースがよくみられます。商品の説明においては、事実と異なることを告げたり、故意に不利益な事実を告げなかったりすることは禁止されています(全員がもうかるわけではないにもかかわらず、誰でもすぐに稼げてすぐに元が取れる等)。連鎖販売取引は仕組みが複雑であり、先輩や友人等の人間関係が絡むので、消費生活センターに相談しましょう。

●連鎖販売取引では、人を勧誘することで若者自身が加害者になることもあります。上位でないといずれ損をすることが多いとはいえ、最初のうちはリクルートマージンを手に行っている場合があり、損をする可能性に気付かないことがあります。さらに、人を勧誘する過程において法に違反する行為があれば、加害者として罰則規定の対象にもなります。

### マルチ商法 ロールプレイング

P10のマンガ参考。①の場面(A:相談者、B:消費生活相談員)

A:(心の中)どうしよう、話が違う! 消費生活センターに相談してみようかなあ…。そう言えば、3桁の番号があったんだ。188(ルルルルル…) おっ、つながった!!

B:〇〇市消費生活センターです。ご相談ですか?

A:あの一、実は1か月前、先輩に誘われてネットワークビジネスってもうかるって言われて、契約したんですけど、やめられますか?

B:先輩に誘われたんですね。分かりました。詳しくお話を伺います。〇〇市にお住まいの方ですか? それから、お歳はいくつになられますか?

A:はい、20歳です。

B:私は消費生活相談員の〇〇と言いますが、お名前も教えていただいてもいいですか? それから、お仕事されてますか? それとも学生さんですか?

A:〇〇〇〇です。学生です(仕事してます、アルバイトです、フリーターです等)。

B:そのネットワークビジネスを契約したのはいつですか? 契約したときから今までのことを、詳しくお話いただけますか?

A:1か月前に、先輩から久しぶりに食事しようって言われて。暇だったんで会ったんですよ。そうしたら、バイトの時給の話とかになって、すごく稼げるビジネスがあるから紹介するって言われたんですよ。詳しい人が説明した方がいいからって、その場でCさんっていう人に連絡したらCさんが来て、説明を聞いたんです。

B:どんな説明だったんですか?

A:健康ドリンクを売るビジネスで、人に勧めて、その人がビジネスの会員になれば定期的に収入になるから、まず3人誘えば大丈夫って言われたんです。免疫力を高める効果があるからどんな病気にも効く特許も取ってあるから、3人くらい誘うの簡単だって。

B:それで契約したんですね。

A:はい。でも、その前に、もう少し考えたいって言ったら、ビジネスには決断が大事って言われて。ネットワークビジネスとかML…何とかという

合法的なビジネスだから心配はないと言われて。

B:契約書があれば、それを見て教えてください。契約日や契約した会社、契約金額、それから支払の方法は？

A:契約書はあります。契約したのは〇月〇日。×システム。健康ドリンクと登録料で30万円。高いけど、学生ローンで海外旅行費用って言えば借りられるし、すぐ元取れるから大丈夫だって。先輩と一緒に付いて来てくれて、断れる雰囲気じゃなかったんですよ。それに、俺だって最初は半信半疑だったけど、半年もすれば月収40万円も夢じゃないって。そこまで言われると、信じてもいいかなっていう気にもなってきた。健康ドリンクは本部が預かってれています。自分用は受け取って半分くらい飲んで、友達誘ったんですけど全然ダメで。無理だからやめたって、先輩に言ったら、忍耐力がない、それじゃ社会人になってもダメだって怒られて。でもやっぱり売れないし、返済がどうにもきつくなって。

※Aはどのような行動をとれば、被害を防止できたか。先輩、Cさんの言動のどこに問題があるか。友人がこのような被害にあっている場合、どのようなアドバイスをしたらよいか。また友人が被害にあっていることに気付かず勧誘をしてきたらどのような対応をすればよいか。ロールプレイングをしながら考えさせる。

※マンガの続き…②Aは消費生活センターに来所し、事業者に宛てた申出書面を作成。③特定商取引法に抵触する点について事業者と協議をする。④連鎖販売取引は中途解約が可能、また事実と異なる説明を信じて契約した場合は取消しが可能。消費生活センターにおける解決は司法判断ではなく双方の合意により成立する。

## 6) P.8 お金を借りる(奨学金)

●奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体や公益法人、民間団体、大学等(学内奨学金)の実施団体があり、また、給付型、貸与型(無利子、有利子)、併用型の種類がありますが、多くの学生は貸与型を利用しています。高校を通して申し込むものと、進学後に大学等を通して申し込むものがあります。様々なタイプの奨学金制度を理解し、自分に適した方法を選ぶためには、金利に関する知識や、将来の生活設計における収入と支出について考える必要があります。返済に対する不安から学ぶ機会を失うことは制度の本末転倒と言えますが、一方で、将来の収入を見越してかなりの額を借りるという重みも認識する必要があります。奨学金は、人生設計とお金に関する身近なテーマの一つといえます。

※詳しくは、各実施団体のウェブサイト等でご確認ください。

## 7) P.8 多重債務の法的手続

●返済が厳しくなったら、一人で悩まず早急に消費生活センター等へ相談しましょう。債務の状況に応じて適切な窓口を案内しています。返済が滞れば利息分が増え続けます。返済のために更に借金をした場合、その場はしのげても更なる利息が加算された額の返済をしなくてはなりません。こうして雪だるま式に借金が増えていきます。

●債務整理の方法と特徴(金融庁・消費者庁「多重債務者相談の手引き」を参考に記述)

〔任意整理〕

裁判所を通さずに、相談者・法律専門家(弁護士又は司法書士)と貸金業者間の交渉により債務を整理する。法律専門家に依頼することが望ましい方法。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されない。

〔特定調停〕

裁判所が相談者と貸金業者の間に入り、債務整理を調整・仲介する。法律専門家に依頼することは必須ではなく、依頼しない場合、費用は数千円程度しかかからない。貸金業者が合意しない限り、債務は整理されない。

〔個人再生(個人版民事再生)〕

裁判所の関与の下、再生計画を立て、これに沿って借金を返済していく。再生計画では、実現可能な返済スケジュールと借金の一部の

カットが計画される。利用できるのは定期的な収入がある者等に限られる。手続きが複雑なので法律専門家への依頼が必須であり、他の手続に比べて費用もかかる。

〔自己破産〕

裁判所の手続を通して、借金をゼロにしてみよう。最低限の生活資材を除き、住宅等の財産は失うことになる。早期に借金から解放される反面、住宅や車を手放すなどの制約もある。浪費によって財産を著しく減少させたり、過去7年以内に自己破産により借金をゼロにしてもらっている等の事情がある場合は、借金をゼロにしてもらえない。

## 8) その他 美容医療のトラブル

●生徒用教材には記載がありませんが、エステと類似点も多い美容医療のトラブルにも注意しましょう。

●高校卒業を機に二重まぶたの手術をした、アルバイト収入を得たので長年悩んでいた包茎手術を受けた、という若者の中には、手術の失敗や非常に高額な料金を請求されたケースがあります。この種の被害は人に言いにくく一人で悩みを抱え込むことになりがちですが、思い切って消費生活センターに相談してみましょう。

●医療サービスを受けるのも契約の一つです(診療契約)。通常、保険診療で行う医療は、契約上の消費者トラブルは起こりにくいですが、自由診療が多い美容医療は高額になることもあり、また不要不急の医療であることから、様々な情報を収集した上で落ち着いて意思決定することが求められます。

※詳しくは

消費者庁 美容医療サービスを受けるに当たっての確認ポイント

検索

### コラム1 取消し・解除・解約・無効の違い

●取消し…一旦有効に成立した契約を取消権を持っている者が取り消すことができる制度。取消しをすると契約は最初からなかったことになる。

●解除…当事者の一方の意思表示によって契約を初めからなかったことにすること。解除の方法には、①法定解除(債務不履行など法律に定められた事由に基づいて契約を解除する場合)、②約定解除(契約であらかじめ定めた事由に基づいて契約を解除する場合)、③合意解除(①や②の解除事由によらず、お互いの合意に基づいて契約を解除する場合)がある。

●解約…両当事者の合意により契約を将来に向かって消滅させること。アパートを借りる契約等の継続的な契約を解約した場合、初めからなかったことにはならず、解約の時点から将来に向かって契約はなかったことになる(民法第617条参照)。

●無効…そもそも契約の効力が認められない場合(錯誤、麻薬の売買等公序良俗違反等の場合)をいう。

※本教材は消費者教育を目的としているため、クイズのQでは「契約をやめる」という分かりやすい用語を使っています。

### コラム2 分割払いとクーリング・オフ

●支払方法がクレジットカードや個別クレジット(契約時にクレジット会社と分割払いの契約をする)を利用して分割払いをする場合、販売店との契約と同時に、クレジットカード会社等とも契約をしていることになります。

●特定商取引法でクーリング・オフができる取引については、個別クレジット契約のクーリング・オフができます。この場合、クレジット会社にもクーリング・オフの通知を出します。クーリング・オフの手続は重要なので、詳しくは消費生活センターに相談しましょう。

# ワーク、発展、プラスα問題 の考え方

## P.3 ワーク1

- 時間軸には15の契約を示している。契約と一言で言っても、金額や人生への影響力等に違いがあり、日常的に行う契約と熟慮すべき契約があることを理解する。
- 情報源は、メーカーや販売店による広告・インターネット情報、マスコミによる報道、消費者行政等の行政からの情報、知り合いからの評判、口コミサイト等がある。誇大広告には注意しても、インターネット情報や口コミサイトは頼りにする若者が見受けられるが、検索上位は信頼性とは別問題であり、また口コミサイトはあくまでも個人的な評価であり、時として「やらせ」のこともある。情報を鵜呑みにしない習慣が必要である。
- 食品を買う場合は食品表示法に基づく表示、ネットショッピングで洋服を買う場合は、特定商取引法に基づく表示とともに、サイズ、素材

や取扱い(洗濯の方法等)に関する情報も必要である。食生活や衣生活の学習と一緒にすることもできる。

- その他の契約に関しても、対価を支払って購入する商品等に対して、消費者として何を求めるかについて考えてみる。
- 契約締結後は、事業者には広告、販売員の説明、契約書の内容どおりの商品やサービスを提供する義務が生じ、消費者には代金を支払う義務が生じる。なお、商品やサービスが安全であることが前提であり、安全性を欠いた商品等であれば、事業者は契約上の義務を怠ったことになる。
- グループ学習又はペア学習とし、各グループ(ペア)ごとに図の中の一つを選択し、それについて調べて、発表する方法もある。

## P.4 ワーク2

- なぜ、契約には法的な責任が生じるかについて考えさせる。
- 契約を守らなければならないのは、消費生活における取引に限ったことではないが、ここでは消費生活において考えてみる。例えば家具を買って配送されるのを楽しみに待っていたところ、事業者から「上得意客に売りたいから」と商品のキャンセルを求められては困る。一方事業者は、消費者から「別の店で同じものが安く売られていたから、まだ開封していないので返品するから代金を返してほしい」と言われたら困る。このようなことが認められる不安定な状況であれば、商品

の取引(市場経済)は円滑に進まない。そのため、どのような契約を締結するかは自由であるが、一旦自分の意思で契約したら、それを守り、誠実に実行しなければならない。

- その上で、もし契約が守られなかった場合には、裁判に訴えることで、契約した内容どおりに行うことを強制できる。契約は経済社会秩序を維持していくために重要な役割を果たしている。買い物をすることは社会的な行為でもあることに気付く。

## P.5 ワーク3

- 契約内容を検討し、納得して自ら契約したのであれば、契約を守る責任が発生するのが原則である。
- しかし、訪問販売(予期せぬ来訪による勧誘)、キャッチセールス(突然呼び止められて勧誘)、アポイントメントセールス(予期せぬ電話により呼び出され勧誘)等においては、不意打ち的な状況で、熟慮することもなく契約に至る場合がある。特定継続的役務(継続的なサービス)は、サービスを受けてみなければ効果が分からないにもかかわらず、最初から長期間にわたる高額な契約を締結することになる。連鎖販売取引(マルチ商法)は、組織に入り、商品等を販売する会員を勧誘すれば収入を得られると言われ、商品代金や登録料などを最初に負担するが、販売組織や収入の仕組みは複雑であり熟慮を要する。このような契約は消費者トラブルが発生しやすいことから、消費者に

対して一定期間冷静になって契約を考え直す期間が与えられている。連鎖販売取引のクーリング・オフ期間が20日間なのは、勧誘時の説明どおりのビジネスであるかが判明するまでに時間を要するからである。

- イラストからは次のことが分かる。突然路上で声を掛けられている点で不意打ち的である。この消費者は、絵画が欲しいと自ら展示会場に向いたのではないから、絵画について情報や知識を持ち合わせていない。また、絵画のような芸術品は、関心がない者にとっては、芸術的価値や価格の妥当性について見当がつかないことも多い。こういった状況の下、販売員から勧誘を受けた場合、冷静に判断することができない。そこで消費者に対して、クーリング・オフ＝頭を冷やして考え直す期間が与えられている。(P.11参照)

## P.7 ワーク4

① 立場	メリット	デメリット
消費者	支払時期を延ばせる(期限の利益を得る)。高額な商品も分割払いで入手できる。現金を持って歩く必要がない。ポイントの付与や旅行保険など会員の特典がある。	一括払い以外は原則手数料がかかる。つい買い物をしすぎてしまう。
販売店(加盟店)	現金では買ってもらえない高額な商品売ることができる。支払ってもらえないリスクがない(リスクはカード会社が引き受ける)。ポイントを付けることでリピーターを作ることができる。	カード会社に手数料を支払う。
カード会社	消費者から年会費や手数料が入る。販売店から手数料が入る。	消費者に代わって販売店に立替払いした代金を回収できないことがある。

- ② クレジットカードで購入した商品は支払いが終わるまでカード会社のもの。例えば車をクレジットカードで買った場合、買主は車に乗ることができるが所有権はカード会社にあるので支払が終わるまで勝手に処分はできない(所有権留保)。
- ③ クレジットカードは①に示したようなメリットがあり、日用品を扱う販売店でも利用できることが多いため、消費者は銀行にお金を引き出しに行く、給料日を待つ、小銭を持ち歩くといったこともなく、様々な商品やサービスを楽しむことができるようになった。特にネットショッピ

ングでは、代金の支払を申込時に瞬時にできるので便利であり、また、海外旅行だけではなく海外サイトでネットショッピングをする際も、カード決済は便利である。このように、クレジットカードは消費行動の範囲を広げ、消費生活を豊かにしている側面がある。一方で、カードの紛失、盗難等による悪用の問題、ネットショッピングの際のカード番号の入力に関するセキュリティの問題等がある。被害額は、財布にある現金の範囲を超えることもあり、カードの管理能力が求められる。

## P.8 ワーク5

電子マネー等、現金以外のいわゆる「見えないお金」が普及している。便利な反面、お金の管理が複雑になり、様々な問題も発生しやすくなっている。支払方法の種類と特徴を知ることが重要である。(下記の個別の電子マネーは具体例)

種類	紙型、磁気型 (デパートの商品券、図書カード等)	IC型電子マネー (交通系ICカード、Edy、nanaco、WAON等)	サーバー型電子マネー (BitCash、電子ギフト券)
特徴	あらかじめ購入し、繰り返し使うことはできない。利用可能な販売店で現金同様に使えるが、おつりは基本的にない。	事前にお金をチャージ(入金)することで繰り返し使うことができる。	カードが発行されるとは限らない。コンビニエンスストア等やインターネット上で購入し、紙(レシート等)やメールに記載されたID番号をインターネット上に入力して使用する。

※電子マネーには、クレジットカードを使って利用額を後から支払う方法もある(ポストペイ型)。

※デビットカードは、購入する商品と引き換えに、その場で口座から代金が引き落とされる(即時払い)。

## P.9 ワーク6

- 商品やサービスにより身体への危害が発生した場合、まず医療機関で受診する。火災等の事故の場合は消防署へ連絡する。また食中毒のおそれがある場合は保健所へも連絡する。
- 医療機関や消防署は危害に対応するが、メーカーや販売店と消費者との間の賠償等には関わらない。そこで、消費生活センターに、事故発生の状況や現在の治療経過等を伝え、販売店等への対応について相談する。経緯のメモ、外傷や事故の様子等の写真があると、解決のための話し合いに役立つ。事故品も保管すること。壊れた商品の交換、実際にかかった治療費等の補償、事故原因調査報告

書の提供等について事業者と話し合いが行われる。危害の状況に応じて弁護士等と連携を図ったり、適切な窓口を紹介したりしている。

- 消費生活センターに寄せられた情報は、消費者庁に一元的に集約・分析され、消費者の安全確保のために関係行政機関や関係地方公共団体に提供されるので、消費生活センターに情報提供する意義は大きい。
- なお、消費生活センターにおいて、製品の安全な使い方やサービスの受け方について助言を受けることもできる。

## P.10 ワーク7

消費生活センターは消費者教育の拠点としての役割も担っている。窓口業務を行っているので、見学の際はあらかじめ連絡をして日時を調整する。また、訪問先の消費生活センターのウェブサイト等を閲覧して事前学習を行い、具体的な質問ができるよう準備をすることが望ましい。

なお、実際に消費生活に関する疑問や困ったことがある場合、相談もしてみよう。パネル展示やリーフレットや書籍、DVD等を備えている消費生活センターも多いので、更に学習を深めることもできる。

## P.11 ワーク8

P.17参照

- 漢字二文字は「格差」。「格差」以外にも類似の熟語があがる可能性がある。言葉を感じることに以上を、消費者と事業者、それぞれの状況を考えることが目的なので、正解にこだわるよりも話し合いを重視したい。生徒が考えた二文字の熟語の理由を問い、それを発端に授業を展開する方法も考えられる。
- 事業者は、扱う商品やサービスについて精通し、さらに日々消費者を相手に取引を繰り返しているため交渉力がある。一方消費者は、商品等に関する情報の質や量、交渉力はその分野のプロである事業者には及ばない。特に現代は、先端技術の進歩やグローバル化から複雑で目新しい商品等次々と出現し、消費者は事業者から適切な情報を入手しなければ合理的な判断ができない。
- 消費者トラブルの多くは「話が違う、こんなはずじゃなかった」というものであり、消費者に適切な情報や知識がないこと、また契約内容についてビジネスマン同士のように協議して決めることがないことから、構造的に発生していると考えられる。また、勧誘をむげに断ってはいけないと思ひ、「お金がないから」、「興味がないから」と言う、「分割払いができるから」、「興味を持っていただきたいから説明する」などと言われ、契約するまで訪問販売業者が帰ってくれなかったり、キャッチセールスが発端で案内された店から帰らせてくれなかったりしたことで、根負けして契約してしまうこともある。これも、消費者と事業者との格差の現れである。
- このような格差を是正するため、事実と違う説明を受けた消費者がそれを信じて契約してしまったり、帰りたいと言っても帰らせてくれず契約せざるを得なかったりした場合等において、契約を取り消すことができるルールを消費者契約法では定めている。

**P.6 発展2** 特定商取引法に基づく記載や確認画面は必須。消費者の合理的な判断に必要な情報を掲載する。見やすさ、順番も考慮する。また、食品、衣料品、雑貨品等を扱う商品ごとの表示のルールを踏まえる。

**P.10 発展3** 最近の事例は、消費生活相談員から紹介してもらったり、消費生活センターや国民生活センターのウェブサイトやリーフレット等から調べたりすることができる。なお、PIO-NET情報に基づいて公表された統計資料の見方について消費生活センターに尋ねることもできる。ロール・プレイングの台本を作ることで、取引の問題点、消費者に求められる行動について理解することができ、さらに演じることで実践的な能力の育成を図ることができる(参考シナリオについてはP.19に掲載)。

## プラスα問題

1か月後の返済については、 $(\times 1 / 12 \text{ か月})$  すなわち  $(\div 12)$  又は  $(\times 30 / 365 \text{ 日})$  で計算できる。なお、実際に特定の消費者金融業者等から借金をする場合、月の日数の相違、端数処理の方法等により数字に若干の誤差が出るが、本問題は生徒自身が計算(電卓、エクセル)をしてみることで、利息について体得するための設問である。

- 1回目  $20 \text{ 万円} \times 0.17 \div 12 = 2833 \text{ 円}$  (1か月後の利息)  
 $2 \text{ 万円} - 2,833 \text{ 円} = 17,167 \text{ 円}$  (1回目の返済のうち元金充当額)  
 $20 \text{ 万円} - 17,167 \text{ 円} = 182,833 \text{ 円}$  (残元金)
- 2回目  $(20 \text{ 万円} - 17,167 \text{ 円}) \times 0.17 \div 12 = 2,590 \text{ 円}$  (利息)  
 $2 \text{ 万円} - 2,590 \text{ 円} = 17,410 \text{ 円}$  (2回目の返済のうち元金充当額)  
 $182,833 \text{ 円} - 17,410 \text{ 円} = 165,423 \text{ 円}$  (残元金)。これを繰り返し、11回で残金が0円になる。  
 毎回の返済額の合計が返済総額になる。

## I 1時間版 ワークシートAを使用

### 1 本時

高等学校学習指導要領 現代社会

(2)現代社会と人間としての在り方生き方

「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」の中の「消費者に関する問題」

### 2 本時の目標（1時間配当）

成年年齢引下げが議論されていることを踏まえ、契約に関する基本的な考え方及び契約により生じる責任について理解させる。また、消費者保護の重要性と共に消費者の権利と責任を理解させ、消費者としての自立性を養う。

### 3 本時の評価規準

関心・意欲・態度 …………… 自分に実際に関わる事柄ととらえ、様々な消費者問題についてグループ内で積極的に話し合いながら意欲的に考察しようとしている。

知識・理解 …………… 消費者の権利と義務、及びその結果がもたらす社会への影響を理解し、その知識を身に付けている。

### 4 指導案 自立した消費者への道

	学習内容	指導上の留意事項
導入	・消費者トラブルと契約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートを配付し、ワークシートに示した契約に関する設問を考えさせ、各自で答えさせる。</li> <li>・「社会への扉」を配付し、P.3～4を開けさせ、答えを確認させながら、未成年者が保護されていることに気付かせる。</li> </ul>
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者トラブルの概要について</li> <li>・消費者トラブルに対する防衛法について</li> <li>・消費生活センターの役割について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークシートに示した2つの資料から、消費者トラブルが身近な問題であることに気付かせた上で、契約に関するワークシートの空欄に記入させ、〇約束といえども自己責任で約束したことは例外を除き守る義務があることを確認させる。</li> <li>・成人となった時に契約について留意すべきことをペアで協議させ、記入させる。その際、指導者は巡回し、適宜助言に当たる。</li> <li>・契約及び未成年者取引について、ワークシートの空欄に記入しながら要点を確認させる。その際、消費者側に落ち度がある場合には取り消す権利が認められないことを認識させる。</li> <li>・クーリング・オフについて、「社会への扉」P.5を見ながらワークシートに記入させる。</li> <li>・クーリング・オフができる理由をグループで考えさせながら、指導者は巡回し、適宜助言する。その際、ネットショッピングがクーリング・オフできない理由も「社会への扉」P.5、Q4のカットを参考に考えさせる。</li> <li>・ネットショッピングを始めとする消費者トラブルや多重債務について、教科書及び「社会への扉」P.6～8の確認及びワークシートへの記入を進めながら概要の理解を図る。</li> <li>・「社会への扉」P.11を参照し、消費者トラブルに遭遇した場合は消費生活センターへ相談すべきである理由をグループで考えさせ、記入させる。</li> <li>・指導者は各グループを巡回し、適宜助言する。</li> </ul>
まとめ	・消費者市民社会の実現のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者は、賢い消費行動をすることで、生産の在り方を決定し社会を変える力があることに気付かせ、そのような社会を消費者市民社会と呼ぶことを指摘する。</li> </ul>



## Ⅱ 2時間版 ワークシートBを使用

### 1 単元

高等学校学習指導要領 現代社会

(2)現代社会と人間としての在り方生き方

「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」の中の「消費者に関する問題」

### 2 単元設定の理由

選挙権年齢引下げに続き、成年年齢の引下げが検討される中、消費者としての責任を認識させながらあるべき態度・行動について考察させることを通して、消費者市民社会に生きる自立した消費者の育成を図りたい。

### 3 単元の目標 (2時間配当)

成年年齢引下げが議論されていることを踏まえ、消費者問題を中心に契約に関する基本的な考え方及び契約により生じる責任について理解させる。また、多面的・多角的な観点から消費者保護の重要性とともに消費者の権利と責任を理解させ、消費者としての自立性を養う。

### 4 単元の評価規準

関心・意欲・態度 …………… 自分に実際に関わる事柄ととらえ、様々な消費者問題についてグループ内で積極的に話し合いながら意欲的に考察しようとしている。

思考・判断・表現 …………… 責任あるクレジットカードの利用のあり方について、多面的・多角的な意見や立場を総合して考察し、記述することができる。

資料活用の技能 …………… 「社会への扉」を活用しながらワークシートへ適切に記入している。

知識・理解 …………… 消費者の権利と義務、及びその結果がもたらす社会への影響や、消費者市民社会における消費生活センター利用の意義について、「社会への扉」を参考にしながら理解し、その知識を身に付けている。

### 5 指導案 (1) 1時間目 自立した消費者への道

	学習内容	指導上の留意事項
導入	・消費者トラブルと契約について	・ワークシートを配付し、契約について、ワークシートに示した契約に関する設問を考えさせ、各自で答えさせた後で、「社会への扉」を配付する。 ・「社会への扉」P.3～4を開けさせ、答えを確認させながら、未成年者は契約を取り消すことができることに気付かせる。
展開	・消費者トラブルの概要について ・契約について ・クーリング・オフについて ・様々な消費者トラブル	・ワークシートで示した2つの資料から消費者トラブルが身近な問題であることに気付かせ、若年者に多い消費者トラブルの種類とそれに対する留意事項を考えさせ、ワークシートに記入させる。その際、指導者は巡回し、適宜助言に当たる。 ・契約に関するワークシートの空欄に記入させるとともに、口約束といえども自己責任で約束したことは例外を除き守る義務があることを確認させる。 ・ケネディ大統領が提唱した消費者の4つの権利については、教科書等で内容を確認させる。 ・未成年者取り消しについて、「社会への扉」P.4を見ながらワークシートに記入させる。その際、消費者側に落ち度がある場合には取り消す権利が認められないことを認識させる。 ・クーリング・オフの概要と、それができる理由をグループで考えさせながら、ワークシートに記入させる。その際、指導者は巡回し適宜助言する。 ・ネットショッピングを始めとする消費者トラブルや問題商法について、「社会への扉」P.6の確認及びワークシートへの記入を進めながら概要の理解を図る。 ・ネットショッピングはクーリング・オフができないことに着目させ、その理由をグループで考えさせる。その際、指導者は巡回し適宜助言を与える。
まとめ	・次回の予告	・「契約」に係る責任の重さを確認しながら、次回はクレジットカードを主要テーマとして学習することを予告する。

(2) 2 時間目 消費生活センターの意義と多重債務問題

	学習内容	指導上の留意事項
導入	・多重債務について	・多重債務について、クレジットカードの特徴を「社会への扉」P.7で確認させながらワークシートへの記入により概要の理解を図る。
展開	・消費生活センターの意義と消費者市民社会について ・クレジットカード利用に際しての留意事項	・「社会への扉」P.11を参照し、消費者トラブルに遭遇した場合は消費生活センターへ相談すべきである理由をグループで考えさせる。その際、指導者は各グループを巡回し、適宜助言する。 ・消費生活センターの役割として欠陥商品への対応もあげられることにふれながら、無過失責任の原則を規定した製造物責任法(PL法)についても確認させる。 ・消費者は賢い消費行動をすることで生産の在り方を決定し、社会を変える力があることに気付かせ、そのような社会を消費者市民社会と呼ぶことを指摘する。 ・消費者、販売店、クレジット会社、政府、消費者センターを各2グループずつに割り振り、その中で、クレジットカードのメリットとデメリットを考えさせて書き出させ、18歳からクレジットカードの利用が可能になることの是非を各割り振られた立場に即して判断させ、その理由ともども発表させる。(2017年3月時点では、未成年者でもクレジットカードを作ることができるカード会社はあるが、18歳以上(高校生を除く。)親権者の承諾が条件。) ・各グループの発表を聞いて、18歳からクレジットカードの利用が可能になることの是非を各グループ内で考えさせ、ワークシートに示した評価基準を参考にさせながら最終的なグループの意見を書かせる。
まとめ	・消費者問題のまとめ	・「社会への扉」P.1～2を開けさせ、Q & Aに答えさせながら、要点の確認をさせる。

Ⅲ ワークシート例

※ワークシートは本教材作成中に研究授業のために作成されたものを参考に掲載しています。赤字は生徒の記入例です。

ワークシートA

消費者問題

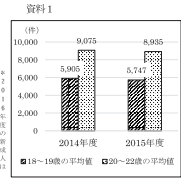
年 組 番 氏 名 \_\_\_\_\_

1. 消費者問題の一つに消費者トラブルの増加があげられます。その解決に向けて次の問題を考えてみよう。

- (1) 店でグッズを買うとき、契約が成立するのはいつ?  
 1 商品を受け取ったとき。 2 代金を払ったとき。  
 3 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。 答えは 3 番
- (2) 店でネックレスを買ったが、使う前に不要になった。解約できる?  
 1 解約できない。 2 レシートがあり1週間以内なら解約できる。  
 3 商品を開封していなければ解約できる。 答えは 1 番

\*ここで、「社会への扉」4ページのQ3を見てみよう。  
 ☆誰んだ契約は自由によめることはできない、それは、対等な同士が合意して約束をしたからである。が、もし契約するときの年齢や状況に関して対等な立場でなかった場合はどうであろうか?  
 →17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した場合は→ 取り消し できる。

- (3) では、20歳以上の場合は…  
 次の統計データ(資料1・資料2、全国消費生活情報ネットワークシステム)を見て考えよう。  
 資料1:契約当事者が18～19歳、20～22歳の消費者トラブルの相談件数(2014年度、2015年度)  
 資料2:契約当事者が19歳と20歳の商品・役務等相談件数(2010～2015年度上位10位)



順位	19歳	件数	20歳	件数
1位	アダルト情報サイト	9,442	アダルト情報サイト	11,521
2位	出会い系サイト	2,473	賃貸アパート	3,441
3位	テレビ放送サービス全般	1,612	出会い系サイト	3,174
4位	デジタルコンテンツ全般	1,347	デジタルコンテンツ全般	2,312
5位	賃貸アパート	1,087	他のデジタルコンテンツ	1,749
6位	他のデジタルコンテンツ	957	商品一般	1,437
7位	新聞	682	フリーローン・サラ金	1,426
8位	携帯電話サービス	643	携帯電話サービス	1,333
9位	相談その他全般	549	脱毛エステ	1,278
10位	普通・小型自動車	538	普通・小型自動車	1,180

- ア 資料1から、全国の消費生活センターに寄せられる消費者トラブルの相談件数のうち、成人になると相談件数が多くなる理由をペアで相談して考えよう。\*ヒント:成人になると何ができなくなりますか?  
契約を取り消すことができなくなるから。
- イ 資料2から、各種の消費者トラブルが起きた商品・役務サービスについて、19歳と20歳の違いは何だろうか?  
 (ア) まず、19歳に比べて、20歳の相談件数が3倍近く増加しているものは何だろうか?あげてみよう。  
賃貸アパート
- (イ) 次に、20歳になって10位以内に入ってきたものは何だろうか?あげてみよう。  
商品一般、フリーローン・サラ金、脱毛エステ
- ウ 2つの資料から、今後皆さんが留意するべきことは何だろうか?ペアで相談して書いてみよう。  
成人になると消費者トラブルの被害が増えるので、商品やサービスの購入・契約に十分留意する必要がある。

2. 契約について 「社会への扉」3ページ・4ページを見ながら解読しよう。
- ・契約は口約束でも成立します。また、法的な責任が生じる約束なので責任があります。
  - ・したがって、契約を守らない場合、裁判で訴えられる場合もあります。
  - ・しかし、未成年者は取り消すことができます。が、取り消せない場合が4つあります。その4つの場合を列挙しよう。
- ① 小遣いの範囲の小額 契約の場合 ② 結婚 をしている場合 ③ 成人であると積極的に嘘をついた場合  
 ④ 法定代理人=保護者と考えたい同意がある場合と嘘をついた場合

逆に言えば、悪質業者から見れば、どんな人ですか? (「社会への扉」4ページを見て、答えよう。) → 成人したばかりの人  
 また、現在、国会では選挙権年齢引下げに伴って、成人年齢も18歳に引き下げ、ということを考えています。  
 もしそうなった場合、一番狙われるのは誰でしょうか? → 成人したばかりの高校生

→ここで、高校生諸君も、単に保護される対象から、自立した主体として、契約を考えていく必要がある。  
**【防衛手帳①】一定範囲内なら無条件で契約を解除できる契約もあります。** → クーリング・オフ といいます。  
 「社会への扉」5ページのQ4を見てみよう。  
 この例では、8日間であれば契約解除ができます。では、なぜそれができるのでしょうか? Q4のイラストを見てグループで相談してまとめてみよう。

急に購入を勧められて考える時間もなかったから、一度頭を冷やして必要かどうかじっくり考えるため。

- 【防衛手帳②】様々な消費者問題を知る。**  
 (1) ネットショッピングについて…「社会への扉」6ページを見てみよう。  
 ・具体的にどんなトラブルが考えられますか? 「社会への扉」の中から例を1つあげてください。

代金を払ったのに商品が届かない。  
 ・注意すべきサイトにはどんな特徴がありますか? これは、と思うところを2つあげてください。  
機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。 電話番号がなく、連絡先がEメールアドレスだけである。

- (2) ネットショッピング以外の消費者トラブルにはどのようなものがありますか? 教科書を見て例を2つあげよう。  
情報サイトなどを閲覧している際に何らかのボタンをクリック 無料をうたった情報サイトなどのサービスを利用したところ、利用料金を請求された。

- 【防衛手帳③】お金について理解しよう。** (「社会への扉」7ページを見てみよう。)  
 「大人になっても、自分で生活するようになると、使えるお金は意外と少ない!でも、見えないお金であるクレジットカードを使うと、現金がなくて買い物ができない!」  
 ア クレジットカードとは? カード会社が代金を販売店へ立て替えて支払う。消費者は先に商品を手に入れ、支払期日まで一括又は分割でカード会社に支払う。  
 = つまり、借金と同じ!  
 イ 「社会への扉」7ページを見てみよう。(ワーク4)  
 ① クレジットカードで購入した商品は支払が完了するまでどの位の? (A～Cの中から1つ選ぼう。)  
 A. 本人のもの B. カード会社のもの C. 販売店のもの → 答えは B  
 ② 期日に支払が遅れると、どうなるのだろうか? グループ内で相談して考え、書いてみよう。  
裁判に訴えられる。

**【防衛手帳④】消費生活センターについて知ろう。**  
 「社会への扉」10ページを見てみよう。消費者トラブルにあったら → 消費者ホットライン 188 番へご相談すべきなのですか? 「社会への扉」11ページをみて、グループで相談してまとめよう。  
 相談することで、国や都道府県が指導や処分をしたり、企業が改善したりすることで同じような被害を受けることが減ることになるから。また、それにより、不適切又は不負企業・商品が減少していくから。

※消費者は生産の在り方を決定する力を持ちます。これを漢字5字で何と呼びますか? → 消費者主権

消費者問題

年 組 番 氏 名

1 消費者問題の一つに消費者トラブルの増加があげられます。その解決に向けて次の例を考えてみよう。

- (1) 店でジーンズを買うとき、契約が成立するのはいつ?
1 商品を受け取ったとき。
2 代金を払ったとき。
3 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。
(2) 店でネックレスを買ったが、使用前に不要となった。解約できる?
1 解約できない。
2 レシートがあり1週間以内なら解約できる。
3 商品を開封していなければ解約できる。

\*ここで、「社会への扉」4ページのQ3を見てみよう。
☆結んだ契約は自由にやめることはできない。それは、対等な者同士が合意して約束をしたからである。
が、もし契約するときの年齢や状況に関して対等な立場でなかった場合はどうであろうか?
→17歳の高校生が保護者により10万円の化粧品セットを契約した場合

- (3) では、20歳以上の場合は…
次の統計データ(資料1・資料2、全国消費生活情報ネットワークシステムから)を見て考えよう。
資料1 契約当事者が18~19歳、20~22歳の消費者トラブルの相談件数(2014年度、2015年度)
資料2 契約当事者が19歳と20歳の商品・役務等相談件数(2010~2015年度上位10位)



ア 資料1から、全国の消費生活センターに寄せられる消費者トラブルの相談件数のうち、成人になると相談件数が増えるのはなぜだろうか? グループで相談して書いてみよう。

セ 成人になると、何ができるようにになりますか?

- イ 資料2から、各種の消費者トラブルが起きた商品・役務(サービス)について、19歳と20歳の違いは何だろうか?
(ア) まず、19歳に比べ、件数が3倍近くに増えているものは何だろうか? あげてみよう。
(イ) 次に、20歳になって10位以内に入ってきたものは何だろうか? あげてみよう。
ウ 2つの資料から考えて、今後皆さんが留意すべきことは何だろうか? グループで相談して、書いてみよう。

2 契約について…「社会への扉」3ページ・4ページを開いてください。

- (1) 「契約」に当たらないのは次のどれですか?
1 コンビニでお弁当を買う
2 電車に乗る
3 友達と明日カラオケに行く約束をする
4 遊園地に入る
・契約は「約束」でも成立します。また、「法的」な責任が生じる約束なので「責任」があります。

・したがって、契約を守らない場合、「裁判」で訴えられる場合もあります。
→そのためは、消費者の4つの権利が守られる必要があります→「ケネディ」大統領が提唱
→これがあって、正しい消費行動ができます。

- ・ただし、未成年者は取り消すことができます。その理由をグループで相談して書きましょう。
親権者などの保護者の同意がなく契約した場合の取消権が、民法で定められているから。
イ ところが、取り消せない場合も4つあります
4つの場合を列挙しよう。(法定代理人=保護者、と考えてください。)

Table with 2 columns: 小遣いの範囲の少額契約の場合, 結婚している場合, 成人であると積極的に嘘をついた場合, 法定代理人の同意があると嘘をついた場合

つまり、消費者側に落ち度がある場合には「取り消す権利」が認められない、ということです。
ウ では、悪質業者から見た狙い目は、どんな人ですか?
(「社会への扉」4ページを見て、答えよう。) → 成人したばかりの人

エ 現在、国会では選挙権年齢引下げに伴い、成人年齢も18歳に引き下げることを考えています。
実現した場合、一番狙われるのはどんな人ですか? → 成人したばかりの高校3年生

(2) 一定期間内なら無条件で契約を解除できる契約もあります。
「社会への扉」5ページのQ4を見てみよう。

この例では、8日間であれば契約解除ができます。では、なぜそれができるのでしょうか?
Q4のイラストを見て、グループで相談してまとめてみよう。(ワーク3)

急に購入を勧められて考える時間もなかったから、一度頭を冷やして必要かどうかじっくり考えるため。

3 様々な消費者問題

- (1) ネットショッピングについて…「社会への扉」6ページを見よう。
イ 別の呼び方がいくつもあります。一つあげてみよう。 → ネット通販
イ 具体的にはどんなトラブルが考えられますか? 「社会への扉」の中から例を1つあげてください。
代金を払ったのに商品が届かない。
ウ ネットショッピングで購入した商品はクーリング・オフができません。それはなぜでしょうか?
グループで相談して書きましょう。
インターネット上でじっくり考えて購入を決めたから。
エ 注意すべきサイトにはどんな特徴がありますか? これは、と思うものを2つあげてください。
機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。
電話番号がなく、連絡先がEメールアドレスだけである。

(2) 問題商法について…どのようなものがありますか? 教科書を見て例を1つあげ、説明しよう。

名称: ワクワック語学
説明
情報サイトなどを閲覧している際に何らかのボタンをクリックしたところ、料金を請求された。

(3) 多重債務について…「社会への扉」7ページ・8ページを見てみよう。

- ア クレジットカードとは何ですか?
商品購入に当たり、カード会社が代金を販売店に立替払いをし、消費者が先に商品を手
して、支払期日までに代金をカード会社に支払う。
イ 「社会への扉」7ページのワーク4に取り組みよう。
① クレジットカードで購入した商品は、支払が完了するまでは誰のもの? → カード会社
② 期日に支払が遅れると、どうなるのだろうか? グループ内で相談して考え、書いてみよう。
裁判に訴えられる。

4 消費者トラブルにあったら → 消費生活センターへ相談しよう。

- (1) なぜ相談するべきなのでしょう? 「社会への扉」10ページを見て、グループで相談してまとめよう。
相談することで、国や都道府県が指導や処分をしたり、企業が改善したりすることで同じよ
うな被害を受ける消費者が減ったりすることになるから。
また、それにより、不適切又は不良企業・商品が減少していくから。
(2) センターは、欠陥商品による被害の相談も受けてくれます。(「社会への扉」9ページを見よう。)
→メーカーが想定していなかった事故又は商品の欠陥により受けた損害は請求できるでしょうか?
どちらかに○を打ちましょう。
基本的にできる。
これを無過失責任といいます。 → 製造物責任 法に規定があります。

(3) つまり、消費者は生産の在り方(どのような商品とどれだけ生産するべきか)を決定する力を持って
いる、ということです。これを漢字5文字で何と呼びますか。 消費者主権

5 まとめの演習

クレジットカードには十分に注意して使う必要がありますね。でも、とても便利そうですね。そこで、ワ
ーク4の応用編に取り組みたいと思います。

- (1) クレジットカードのメリット・デメリットを消費者・販売店・カード会社と、政府、消費生活セン
ターのそれぞれの立場から考え、消費者市民社会という観点から18歳への成年年齢引下げに賛成する
か否か、理由とともに考えてみよう。なお、現在、政府は物価上昇率2%達成を目標としています。実
現がなかなかできていないことを前提として考えてください。

私のグループは、政府の立場です。
メリットは
・若年層の消費が増えることが予想されることから、国内需要の増大に伴う物価上昇が見込まれる。
・選挙権引下げに伴う主権者意識の高揚に寄与する。
デメリットは
・若年層を狙う詐欺的な悪質商法が増加し、経済的な犯罪(財産犯)が増加する可能性がある。

結論としては… 賛成 ・ 条件付賛成 ・ 反対 です。(1つに○を打つ)

理由
消費拡大による景気浮揚に貢献すると考えられるが、何もしないと、財産犯の増加や自己破産の増加に伴う経済混乱も考えられる。この対策をきちんと行った上で成年年齢引下げを実施する必要があると考えられる。

(2) 各グループの意見を発表してください。その中で、要点や考えていなかったこと、気付いたことを書きましょう。

Table with 2 columns: メリット, デメリット. Rows include 消費者, 販売店, カード会社, 政府, 消費生活センター.

(3) では、全体の意見を聴いて、各グループ内で、消費者市民社会の実現、という観点からみた成年年齢引下げの可否について議論し、各グループの意見をまとめてください。

- 結論については、次の選択肢のどれかに○を打ってください。また、その理由を記述してください。
また、評価基準は下記のとおりです。
A 5者の立場からの意見を批判的に検討し、その上でそれぞれの立場を総合した判断理由を論理的な矛盾なく説明している。
B 5者の意見を踏まえた判断理由を、論理的に矛盾なく説明している。
C 判断理由が一面の、特定の立場の意見のみの記述である。又は、判断理由が論理的でない。
D 判断理由がほとんど書いていない。又は全く書いていない。

結論としては… 賛成 ・ 条件付賛成 ・ 反対 です。(1つに○を打つ)

理由
選挙権年齢引下げを背景に18歳に成年年齢も引下げ、親の承諾なしに18歳でクレジットカードが持てるようになることは、経済不況が継続する現代において、若年層の国内消費拡大による景気拡大に貢献すると思われる。
しかし、そのためにはクレジットカードに対する理解を含め、自立した消費者としての教育がきちんとされる必要がある。それができないと、一部の企業だけがうかり、カード破産の増加などで社会が混乱する可能性もある。

## I 1時間版 ワークシートAを使用

### 1 本時

高等学校学習指導要領 家庭基礎

(2)生活の自立及び消費と環境

「エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画」の中の「(ア) 消費者問題と消費者の権利」

### 2 単元の目標 (1時間配当)

現代の消費生活の特徴を理解し、適切な判断や意思決定に基づいた消費行動ができるようにする。

### 3 本時の評価規準

思考・判断・表現 …………… クーリング・オフの制度がなぜ特定の取引について定められているのかを考えまとめることができる。  
消費生活センターに相談する意義について、自分の言葉で記述することができる。

知識・理解 …………… 契約の基本や消費者保護制度についての知識を身に付け、消費者市民社会の一員として消費者が行動することの必要性を理解することができる。

### 4 指導案 契約と契約トラブル

	学習内容	指導上の留意点
導入	・生活における契約について	・生活において、様々な契約を経て消費行動していることに気付かせる。 (ワークシート1・2)
展開	・契約クイズQ1～5 ・クーリング・オフ制度について ・消費者保護制度について	・「社会への扉」P.1～2のクイズQ1～5について各自解答した後、周りの人と解答及びその理由を確認させる。 (ワークシート3) ・「社会への扉」P.5のワーク3について各自考察した後、グループ内で話し合わせ、発表させる。 (ワークシート4(1)) ・机間巡視をし、各取引における特徴や消費者の状況を考えさせる。 ・各グループの解答を発表させる。 ・教科書や資料等で消費者保護に関する法律を調べさせる。 (ワークシート4(2)) ・消費生活センターの役割について説明する。
まとめ	・確認テスト	・確認テストを解いた後、隣の人と答案用紙を交換し採点させる。答え合わせの際、授業を振り返りながら解説する。 ・確認テスト2で生徒の解答例を紹介する。

## Ⅱ 2時間版 ワークシートBを使用

### 1 単元

高等学校学習指導要領 家庭基礎

(2)生活の自立及び消費と環境

「エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画」の中の「(ア) 消費者問題と消費者の権利」

### 2 単元設定の理由

成年年齢が引き下げられることに伴い消費者被害の増加が懸念される。消費生活には欠かせない契約における知識や、消費者被害の未然防止のために適切な判断力や意思決定能力を身に付けさせたい。また、金銭の管理について理解し、将来自立した消費生活を営めるように意識させる。

### 3 単元の目標 (2時間配当)

現代の消費生活の特徴を理解し、適切な判断や意思決定に基づいた消費行動ができるようにする。金銭の管理を学び、用途にふさわしい使用方法を考えさせる。

### 4 単元の評価規準

- 関心・意欲・態度 …………… 将来の生活をイメージしながらワークシートやグループワークに取り組み、積極的に考察しようとしている。  
 思考・判断・表現 …………… カード払いの利便性と注意点について考察しまとめることができる。  
 知識・理解 …………… 様々なお金の支払方法や使用方法の特徴を理解し、消費者市民社会の構築につながるお金の使い方を身に付けている。

### 5 指導案 (1) 1時間目 契約と契約トラブル

	学習内容	指導上の留意点
導入	・生活における契約について	・生活において、様々な契約を経て消費行動していることに気付かせる。 (ワークシート1・2)
展開	・契約クイズ ・クーリング・オフ制度について ・消費者保護制度について ・消費生活センターについて ※消費生活センター相談員が担当	・「社会への扉」P.1～2のクイズQ1～5について各自解答した後、周りの人と確認し合い、なぜその番号を選んだのか理由を述べさせる。 (ワークシート3) ・「社会への扉」P.5のワーク3について各自考察した後、隣の人と確認し、さらにグループ内で話し合わせる。 (ワークシート4(1)) ・机間巡視をし、各取引における特徴や消費者の状況を考えさせる。 ・各グループの解答を発表させる。 ・教科書や資料等で消費者保護に関する法律を調べさせる。(ワークシート4(2)) ・地域の消費生活センター相談員が消費生活センターの役割を説明し、相談例の紹介では教師が相談者役になりロール・プレイングを行う。 ・生徒に消費生活センター相談員の話聞きながら、消費者の行動によって社会がどう変わるかを考えさせる。 (ワークシート5)
まとめ	・振り返りと次回の予告	・ワークシート5について生徒を指名し発表させ、コメントしながら本時の授業を振り返る。

### (2) 2時間目 お金の使い方

	学習内容	指導上の留意点
導入	・生活に必要なお金について ・[3S BANK]について	・生活するのに必要な費用を考えさせる。 (ワークシート1) ・地元の求人票を参考に1か月の給料を提示し、ワークシートであげた費用を参考にしながらお金は限られていることに気付かせる。 (ワークシート2) ・3S BANKのそれぞれ用途を近くの人たちで考えさせ、指名して答えさせる。 (ワークシート3)

<p>展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金の支払方法について</li>   <li>・将来使うお金の管理方法について</li>   <li>・他人のために使うお金について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金払い、カード払い、金融機関の利用について説明する。</li> <li>・カード払いの利便性と注意点について各自考え、その後グループで話し合い、発表させる。 (ワークシート4②)</li> <li>・金融機関の利用について「社会への扉」P.8のチャレンジ問題を各自解き、分からない生徒がいたらグループ内の生徒に教えさせる。 (ワークシート4③)</li> <li>・生徒を指名して、解説させる。</li> <li>・預貯金・保険・投資について説明し、預貯金や保険についてどのような目的で利用するかをグループで考えさせる。 (ワークシート5)</li> <li>・地球環境や低賃金労働者の現状や、被災地の状況等の写真をスライドで見せながら説明し、他人のためにお金を使う必要性を感じさせる。</li> </ul>
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者市民社会の一員としてのお金の使い方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本時の授業を振り返りながら、消費者市民社会の一員として一人ひとりが何を大切にしてお金の使えばよいかを考えさせる。 (ワークシート6)</li> </ul>



## 消費者教育の資料作成等で役立つウェブサイト

### 消費者庁

消費者庁 +下記の

○○○○○

検索

消費者教育ポータルサイト	多様な主体が制作した教材を消費者教育の体系イメージマップの項目ごとに検索等、消費者教育に関連する情報を掲載。
消費者白書	消費生活相談の概況等記載。HTML形式からはグラフのコピー&ペーストの利用も容易(出典記載)。
特定商取引法ガイド	同法の解説、執行状況、消費者向け事例紹介等。
行政処分の状況について知りたい!	特定商取引法、景品表示法に基づく措置等の情報を掲載。
知っておきたい食品の表示	パンフレット
イラスト集	「消費者庁イラスト集より」と付記すれば無料で使用できる消費生活に関連するイラストを多数掲載。視覚的な資料作成に役立つ。
入門!消費者問題の歴史	消費者問題の歴史や重要語句を分かりやすく解説。

### 独立行政法人 国民生活センター

国民生活センター

+下記の

○○○○○

検索

各種相談の件数や傾向	主な商品・サービス別に、全国の相談件数と最近の事例を掲載。
全国の消費生活センター等	各地の消費生活センター等の連絡先、所在地等を案内。
消費生活年報	全国の相談情報に基づく統計・分析結果等を掲載した年次報告書。
消費生活相談データベース (PIO-NET より)	全国の消費生活センターと国民生活センターに、どんな相談がどのくらい寄せられているかを検索できる。
発表情報	最新の注意喚起情報を掲載。
相談事例と解決結果	相談内容別等に分類された事例を調べられる。
子どもサポート情報	乳幼児から若者までを対象とした勧誘手口や事故事例を紹介するとともに、その被害防止のためのアドバイスをまとめたもの。イラストを入れたリーフレット版あり。

### 最寄りの消費生活センター

各地方公共団体の相談件数や相談事例を知りたいときは、最寄りの消費生活センターのウェブサイトが参考になります。また直接問い合わせることで情報を得ることができます。

### 知るぽると(金融広報中央委員会)

知るぽると 教育関係の方へ

検索

金融教育に資する情報、教材等多数掲載。

### 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE・ナイト)

NITE 製品事故防止啓発活動

検索

製品事故の注意喚起チラシや動画、リンク集等の情報を掲載。

制作・著作 消費者庁 平成29年3月発行(平成29年12月改定)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁 消費者教育・地方協力課  
TEL.03-3507-9149 FAX.03-3507-9259

監修 若年者の消費者教育に関するワーキング・チーム(消費者教育推進会議)

委員 東 珠実 椋山女学園大学現代マネジメント学部教授  
曾我部 多美 東村山市立回田小学校校長  
富岡 秀夫 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事  
オブザーバー 市毛 祐子 文部科学省初等中等教育局教育課課長補佐(家庭科)  
樋口 雅夫 文部科学省初等中等教育局教育課課長補佐(公民科)

作成 公益財団法人消費者教育支援センター  
若年者向け消費者教育教材作成会議

関谷 雅樹 愛知県立碧南高等学校教諭(公民科)  
洞澤 美佳 弁護士  
前野 春枝 千葉県消費者センター消費生活相談員

協力 茨城県立神栖高等学校  
愛知県立津島東高等学校